

古代文書様式の中世への展開①

早川庄八『宣旨試論』の検討

The Development of Document Style from Ancient Ages into Medieval ① :
Examination of Preliminary Essays on "Senji" by Hayakawa Syohachi

富田正弘

TOMITA Masahiro

はじめに

①早川庄八『宣旨試論』の概要

②早川庄八『宣旨試論』に対する批判

むすびに

補論 近年の早川宣旨論批判

【論文要旨】

早川庄八『宣旨試論』の概要を章毎に紹介しながら少し立ち入って検討を加え、その結果に基づいて、主として早川が論じている宣旨の体系論と奉書論に対して、いくつかの感想めいた批判をおこなってみた。

早川の宣旨論は、9・10世紀における諸々の宣旨を掘り起こし、その全体を誰から誰に伝えられたかという機能に即して整理をおこない、その体系化を図ろうとしたものである。上宣については、「下外記宣旨」・「下弁官宣旨」・「下諸司宣旨」に及び、上宣でないものについては、「検非違使の奉ずる宣旨」、「一司内宣旨」、「藏人方宣旨」まで視野に入れて、漏れなく説明し尽くしている。ここに漏れているものは、11世紀以降にあらわれる地方官司における国司庁宣や大府宣、官司以外の家組織ともいべき機関における院宣・令旨・教旨・長者宣などであり、9・10世紀を守備範囲とする『宣旨試論』にこれらを欠く非を咎めだてをすることはできない。強いて早川の宣旨体系論の綻びの糸を探し出そうとするならば、唯一天皇の勅宣を職事が奉じて書く口宣と呼ばれる宣旨について論及していない点である。それほどに、早川の宣旨論は完璧に近い。

つぎに早川は、宣旨とその施行文書との関係を論じ、奈良時代に遡って宣旨を受けて奉宣・承宣する施行文書に奉書・御教書の機能を発見する。そのうえで、従来の古文書学が、宣旨や奉書・御教書を公家様文書として平安時代に誕生したと説く点を厳しく批判する。早川が説くように宣旨の起源も、奉書・御教書の機能をもつ文書の起源も、8世紀に遡るといふ指摘は傾聴に値する。しかし、宣旨を施行する公式様文書が全て奉書・御教書の機能をもつという点には疑問がある。上宣を受けて出される官宣旨は奉書としての機能をもつとしても、上宣を受けて出される官符は差出所である太政官に上卿自身が含まれているわけであるから、奉書的な機能はないといふべきである。また、従来の古文書学で奉書・御教書が平安時代に多く用いられる意義を強調するのは、奉書的な機能に関わって論じられているのではなく、奉書・御教書が書札様文書・私文書であることに意義を見出して論じられているのである。したがって、早川の批判にも拘わらず、従来の古文書学における公家様文書という分類はなお有効性をもっている。もちろん、これによっても、早川の宣旨論は、古代古文書学においてその重要性がいささかも色褪せるものではない。

【キーワード】 宣旨、奉書、覚書、施行文書、書札様文書

はじめに

筆者が連携研究から求められているのは、「古代文書から中世文書への展開過程を、正倉院文書を活用して論ずる」ことである。より具体的には早川庄八の『宣旨試論⁽¹⁾』や「公式様文書と文書木簡⁽²⁾」などの論文をどのように評価するか、そして、正倉院文書に見られる公式令とは異なる多様な文書様式が中世にどう継承されていったのか、を展開するように、ということであるらしい。後者の正倉院文書・木簡等の古代文書から中世文書への継承については、筆者は現時点では正倉院文書・木簡等の検討がまだまだ不十分であるので、後稿を期すとして、ここでは取りあえず、早川の『宣旨試論』をどう評価するかという点に絞って、報告を試みたい。

早川が『宣旨試論』において明らかにしたことを要約すると、A 宣旨論、B 奉書論、C 古代古文書学論の3つにまとめることができそうである。A 宣旨論は、従来の古文書学で正確でない議論がなされていた宣旨について、その発生に遡って検討し、多様な形式の宣旨を発掘し、その本質を明確にし、その種類と総体を確定したものである。また、B 奉書論は、宣あるいは宣旨を施行した文書（下達文書）を検討し、このような施行文書は宣旨に対する奉書のような機能をもつものであり、その起源は8世紀に遡るものであるというものである。そして、C 古代文書論は、正倉院文書や平安前中期の宣旨を網羅的に検討し、宣及び宣旨を中心とする古代文書論の骨格を示したもので、ということができよう。

このような宣旨に関する所論を述べたうえで、早川は次のように宣言する。「かくして私は、長い道程を経て、ようやく古代古文書学を展望しうる地点に到達することができたように思われる⁽³⁾」と。そして、古代古文書学を展望するにあたって留意しなければならないことが3つあるとして、以下のように述べている。

その第一は、公式様文書とか公家様文書とかいった従来の古文書学における既成の概念にとられてはならないということである。これまでの古文書学では、公式令の定める公式様文書なるものが古代の文書体系としてまず存在し、そのことを前提として、その簡略化・略式化として公家様文書が説かれるのが一般的であった。だが宣旨は、その機能面からみれば、公式令の制定される以前から存在した可能性があるだけでなく、それ以後も公式様文書と並存していたのである。第二は、それぞれ独自の様式と機能をもつ文書について、その発生、成立の契機を確認する必要がある、そのうえで相互の関係を明らかにしなければならないということである。宣旨は口頭伝達の場合から、いわゆる文書様式とは無関係なものとして発生した。同様に奉書・御教書の発生の場合も、口頭伝達であったと推定される。これに対して公式様文書は、大宝令において、人為的に、そしてまた政治的に設定された公文書の体系であった。つまりこれらは成立の契機をおのおの異にしていたのである。だがそれにもかかわらず、宣旨はやがて奉勅上宣・上宣を施行する太政官符・太政官牒を作成するさいの土代として用いられるにいたったように、また奉書・御教書が牒などの様式の文書とその機能を分ちあうにいたったように、これらは公式様文書と密接なかわりをもつものとなる。こうした相互の関係をさらに明確なものとするところこそが、古代古文書学を体系づけるための最大の課題であるといえよう。

そして第三は、そうした古代古文書の体系化にあたり、素材として用いるべきものは、八世紀については、正倉院文書および木簡というなまの史料でなければならないということである。本稿が正倉院文書に負うところの大であったことから明らかなように、もはや公式令のたてまえのみから古代の文書を論ずることは許されない。旧稿で述べたように、たとえば符という下達文書のありかた一つをみても、現実に行われていたものはまことに多様であったのである。符とは公式令 13 符式条にかくかく定める下達文書の様式であるという説明で事足りりとするのではなく、現実に行われていた多様なものをも包括してこれを体系づけることこそが、真の古文書学であろう⁽⁴⁾。

ここに、早川の古代古文書学の課題と方法が端的に述べられているとあってよい。これは古代古文書学を構想する場合の留意点として述べられているけれども、その内容は、従来の古文書学、すなわち中世古文書学に対する批判も含まれていると見るべきであろう。早川は従来の古文書学で宣旨を公家様文書に分類していることに対して、別のところで次のように批判している。

宣旨は、公式様文書ともいわゆる公家様文書とも直接的な関係のない、音声による口頭伝達という場が、その発生の領域であった。だからこそ宣旨は、八世紀の律令公文書制度のたてまえのもとにあっても、発生の場と成立の契機を異にする公式様文書と並存することができたのである。そうであるとするならば、宣旨をもって公家様文書などと称することの、全く無意味であることが知られよう。従来の古文書学の通説、すなわち、宣旨は公家様文書として平安時代にいたって生みだされた文書様式であるとする通説は、いまや全面的に書き改められなければならない⁽⁵⁾。

また、早川は 8 世紀の正倉院文書を検討して、宣旨を施行する文書を見出し、この施行文書のうちには奉書機能をもつものがあることを指摘したうえで、従来の古文書学が奉書を平安中期に私文書（書札様文書の意か）から生まれたものとする点を批判して次のように述べている。

奉書は、決して平安時代の中期以降にあらわれた文書様式ではない。八世紀にははやくもその様式の文書は存在していた。またそれはかならずしも私文書から生まれたものではない。上級者の宣を、下級者が奉って文書を作成し、符・移・牒の様式の文書として下達・発給するというように、公式様文書とも無関係なものでなかったのである⁽⁶⁾。

因みに、この早川の所論を受けて古代文書の機能と名称の関係を論じた加藤友康は、その所論において筆者がかつて執筆した「中世史料論」⁽⁷⁾のなかで、中世文書の諸様式を公式様文書の様式から説明した点をとらえて、次のように批判している。

その後の中世史の側からの提起は、「中世の文書が様式的に公式様文書をどのように引き継いだのか」という課題設定にもみられる[富田 1995]のように、中世文書の系譜を古代からの継承転化の視点から検討する試みがなされているのが現状であろう。(中略)中世的な文書出現の契機を、主要には、公文書としての公式様文書の変化の検討から探るという方法に帰結されることになってしまっているのではなかろうか⁽⁸⁾。

早川の宣旨論は、従来の中世史研究者が展開してきた宣旨分類論を全面的に再検討し、古代古文書学の基本に宣旨を据え直した画期的な論考であり、その所論にはほぼ全面的に賛成である。しかし、末梢に属すことではあるが、いくつか補うべき論点もないではない。また上に引用した早川の

従来の古文書学に対する批判についても、なおいくつかの点で弁解する余地も残されているように思える。さらに加藤の拙稿に対する批判も重要な指摘として受け止める必要があるが、中世文書が古代文書の何を引き継ぎ、何を引き継いでいないのかは、改めて中世文書論の課題として再検討しなければならない問題である。

連携研究のプロジェクトから求められている報告は、以上のような早川の従来の古文書学に対する批判や加藤の拙稿に対する批判にどのように応えるかということのようである。これに応えるためには、私自身が正倉院文書や木簡を検討するという作業を経なければ十分な釈明できないようであるので、その点への全面的な釈明は、報告②を期すことにしたい。この報告①は、早川の『宣旨試論』についての書評みたいになってしまうが、この大論文を筆者はどう理解しているかを示すことで、とりあえず早川・加藤の批判に対するいくらかでもの回答としたい。

①……………早川庄八『宣旨試論』の概要

『宣旨試論』は、第一章「学説の整理と問題点」、第二章「故実書に見られる宣旨」、第三章「〔宣〕と〔宣旨〕」、第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」、第五章「宣旨試論」の5章からなる。序章「古代古文書学と宣旨」の叙述によれば、第一章は、「従来の宣旨に関する学説をみ、これまでの宣旨論のどこに問題があるかを探り、本稿の課題と、その解明にあたっての具体的方法を設定する」ものであるという。第二章は、「従来の宣旨論が多かれ少なかれ依拠してきた、平安時代中期以降に成った故実書にみられる宣旨を概観し、これまでの宣旨論の論拠を明らかにして、問題点を指摘」し、第三章は、「宣旨をめぐって用いられる「宣」「伝宣」「奉」などの語、および「宣旨」という語が、八世紀にどのように用いられていたかということ、正倉院文書を素材として検討し、あわせて、造東大寺司内の一つの機関である写経所に、上級者の宣すなわち命令がどのように伝えられたかという、宣の伝達経路を探求し、そこには太政官機構における宣の伝達経路とあい通ずるものがあつたことを明らかにする」ものであるという。この第三章には、付説として「奉書の起源について」が加えられ、「従来の古文書学が宣旨と同じように平安時代に公家様文書として発生したとみなしてきた奉書・御教書もまた、八世紀の正倉院文書のなかに存在することを指摘し、その起源について論じ」⁽⁹⁾ている。

以上の3章は全体の序論にあたり、本論は第四章であるという。「九世紀および一〇世紀の各種の宣旨を、個別に、その内容までちいって検討し、そうした作業を通じて、宣旨の一般的性質ないし最大公約数的な性格を抽出することを試み、宣旨とはなにかをみきわめ」ようとするものである。そして、第五章は、本論の結論であり、「その結果えられたものを前提として、宣旨の起源とその本質を探り」、早川が「みずからの古代古文書学の体系を築くための足場を固めようとする」⁽¹⁰⁾ものであるという。まことに周到に準備された完璧な論証であり、全く綻びがない感じさえ覚える。

1 第一章「学説の整理と問題点」の概要

第一章の「学説の整理と問題点」においては、まず黑板勝美⁽¹¹⁾「日本古文書様式論」、相田二郎『日本の古文書』⁽¹²⁾、佐藤進一『古文書学入門』⁽¹³⁾に述べられている通説を検討し、これらの諸論では共通して、

宣旨は、①勅旨を伝達するもの、②外記または弁官だけが出すもの、③施行文書である、と捉えられてきたと指摘する。これらの通説に対し、土田直鎮は、「内侍宣について」⁽¹⁴⁾において、①に関しては、「宣旨には、大別して奉勅と上宣との二種がある」として、宣旨は勅旨だけを伝達するものではないと批判し、③に関しては、「口頭あるいは文書により朝命を伝達するもの」として、施行文書とすることに疑問を抱いていた、と早川は指摘する⁽¹⁵⁾。しかし、筆者の見るところ、土田はこの論考においては、奈良時代の宣旨について、大臣から女孺を含む多様な宣旨の有様を指摘しているのだから、上の諸論が②「宣旨は外記または弁官だけが出すもの」とする点に関しても、鋭く批判しているものとして、もっと高く評価すべきであろう。早川の土田に対する評価は、すこし低すぎるように感じられる。

「土田の批判を承けて宣旨の専論として発表された」鈴木茂男「宣旨考」⁽¹⁶⁾については、宣旨を「伝宣される内容を勅宣のみに限定せず、これを上宣をも含め、勅宣あるいは上宣を外記・弁官が伝宣する文書」と捉えたため、通説②③を支持する結果となっていると評する。また鈴木は、伝宣に所載される「諸宣旨事」「諸宣旨目録」の項に収める下外記・下弁官事・下中務事・下内記事・下式部事・下兵部事・下弾正事・下檢非違使事・下近衛事は、「口宣案」(口宣か)の下達先と捉え、下達先から出される宣旨としては外記・弁官の宣旨だけを考えればよいとするが、早川はこれに対し、鈴木が宣旨を③施行文書と捉えた結果、「宣旨一般」が抜けてしまったと批判する⁽¹⁷⁾。今江広道の「内侍宣・口宣案」「宣旨」も、「宣旨を發する主体は上卿である」としたため、通説②③と同じ結果となり、清水潔から「奉勅宣・上宣に非ざる宣旨」⁽¹⁸⁾もあるという批判を受けることとなった、と評する⁽²⁰⁾。結局、鈴木・今江らの宣旨論においては、宣旨が①勅旨を伝達するものであるという従来の古文書学の説は克服されたものの、②外記または弁官だけが出すもの、③施行文書であるという点は、依然として黑板・相田・佐藤と変わらないと評するのである。

次に早川は、宣旨に関する新しい研究動向として、五味文彦「宣旨類」⁽²¹⁾、富田正弘「官宣旨・宣旨・口宣案」⁽²²⁾、吉川真司「奈良時代の宣」⁽²³⁾を取り挙げる。五味の「宣旨類」は、太政官上卿の宣旨以外の多様な宣旨を論じたもので、その総体を宣旨類と呼び、天皇・太政官機構に関わるものを宣旨、院宮・摂関などの天皇・太政官機構に関わりの無いものを令旨とした。このように宣旨の総体を通説のように太政官上卿の宣旨に限定せずに、太政官・律令制官司・令外官司だけでなく院宮・摂関家を含めて網羅的に捉えたことが評価された。しかし、「宣旨類は下書形式の朝廷の支配文書」であると定義した支配文書とする点が、③施行文書という機能が本来のものであるどうかは疑問だと批判されている⁽²⁴⁾。富田正弘「官宣旨・宣旨・口宣案」は、官符・官牒・官宣旨・宣旨の作成過程における口宣書・宣旨書について述べたところで、宣旨書は上卿の宣を受けた覚書であって、③施行文書ではないという点が早川の賛同を得たものである。しかし、富田の所論も、「ただ望蜀するならば、富田氏は検討対象を氏のいわれる「天皇＝太政官文書」に限定されたため、宣旨についての理解も「弁官宣旨」と「外記宣旨」にとどまり、宣旨一般に及ばなかったことが惜まれる」と、批判される⁽²⁵⁾。筆者(富田)は全面的に宣旨論を述べたことはないが、比較的突っ込んで宣旨についての見解を述べたものとしては、「口宣・口宣案の成立と変遷—院政＝親政と天皇＝太政官政との接点—」⁽²⁶⁾がある。しかし、早川はこの論文については一言の言及がないが、この点については後に触れることにする。吉川真司「奈良時代の宣」は、正倉院文書の中に吉川が「宣文」と命名した宣を伝える

文書（牒型と状型があるという）があることを解明し、これを宣旨の起源としたものである。早川が評価するのは、吉川論文が宣を8世紀に遡って確認した点である。しかし、早川は宣文を宣旨の起源とは見ずに奉書の起源と捉えようとする。つまり施行文書である宣文は、本来の宣旨ではないというわけである。⁽²⁷⁾

早川は、以上のように宣旨に関する学説を詳細に検討した結果、次のように宣旨試論の課題を2点に絞って設定するのである。

第一は、宣旨は、通常私たちがいうところの「下達文書」「施行文書」ではないらしい、ということである。富田正弘氏は、いわゆる「弁官宣旨」「外記宣旨」を以って覚え書きとされた。然らば宣旨一般についても同様のことがいえるのかどうか。第二は、いわゆる「外記宣旨」「弁官宣旨」のみが宣旨ではない、ということである。五味文彦氏は、平安時代末期から鎌倉時代に宣旨に類するものが広範に存在したことを明らかにし、それらを以て「宣旨類」と名づけられた。ならばそれらに共通する性格・特色、すなわち宣旨一般の性格・特色とは何であったのか。⁽²⁸⁾

かくして、早川は自らの宣旨論の射程を定め、宣旨に関する故実書、さらには正倉院文書や木簡に載せる宣旨の検討に向かうのである。

2 第二章「故実書にみられる宣旨」の概要

従来の宣旨に関する学説が依拠してきた故実書には、伝宣草・新任弁官抄があるが、第二章では、それに西宮記・九条年中行事も加えて、これらの書に述べられている宣旨がどのようなものなのかを検討している。

伝宣草の構成は、その成り立ちからみて、「下外記部」「下内記部」「下弁官部」（それに「下両局」と「諸宣旨事」「諸宣旨目録」との2つの異なる部分からなっている。「この両者の相違は、前者が、勅命が蔵人を経て上卿に達し、これがさらに外記・弁官等に達するまでの間に用いられる文書の様式を示したものであるのに対し、後者が、事柄によりその宣旨をどこに下すかということを示して示したものである」という。⁽²⁹⁾

まず前者の部分では、職事蔵人または蔵人頭から上卿へ勅旨を伝える「口宣案」または職事書下、さらには上卿から外記・弁官・内記への「口宣案」送状または上卿書下の文例が示されているのであって、早川が論じようとする宣旨は、上卿から「口宣案」送状または上卿書下を受けた外記・弁官・内記が書くものであり、ここには宣旨が載せられていないとする。そして、「下外記部」「下内記部」「下弁官部」の「下」とは上卿が宣旨を外記・弁官・内記へ下すということ、すなわち「宣下」の意であり、これら「口宣案」や上卿書下の文例にみえる「宣旨」の語は、勅命を指すものであり、早川が論じようとしている宣旨を指すものではないと結論する。⁽³⁰⁾ なお、ここで早川が鈴木茂男の「宣旨考」に従って「口宣案」と称しているのは「口宣」の誤りであって、このことについては後に触れる。

後者の部分では、「諸宣旨事」には「下外記宣旨」「下弁官宣旨」「下中務省宣旨」「下内記宣旨」「下式部省宣旨」「下兵部省宣旨」「下弾正宣旨」「下検非違使宣旨」「蔵人方宣旨」「藤氏長者仰下事」「大弁宣事」「下近衛事」の項目が、「諸宣旨目録」には「外記」「下官事」「下中務事」「下内記事」「下式部事」「下兵部事」「下弾正事」「下検非違使事」「下近衛事」の項目が載せられている。この両者の項目にみえる「下〇〇宣旨」「下〇〇」の「下」とは上卿が下す宣下の意味と解されるので、早

川は上卿が外記・弁官・某司に下す宣旨をそれぞれ「下外記宣旨」「下弁官宣」「下某司宣旨」と呼ぶことが適当であると述べる。また、「諸宣旨事」のなかの「蔵人方宣旨」については、勅命が上卿を経ないで、直接蔵人方に下すものであり、同じく「大弁宣事」は、弁官局の長官である大弁が下僚の史に下した宣旨で、一官司内における長官の命令である宣を下僚が奉った宣旨であると解釈できるとする。後者は、清水潔が奉勅宣でも上宣でもないものと指摘したものであったとする。⁽³¹⁾

早川は、伝宣草の記述から、第1に上卿が下す宣旨は、外記宣旨や弁官宣旨だけではなく、直接諸司に下す宣旨もあり、外記宣旨や弁官宣旨だけが宣旨ではないこと、第2に宣旨を下す主体は上卿のみではなく、蔵人方宣旨のように勅旨が上卿を経ないで直接蔵人方に下したり、大弁宣のように一官司内で上級者が下級者に官司内の庶務を宣するようなものもあったと、結論するのである。⁽³²⁾

新任弁官抄は、弁官拝任のときの拝賀と吉書奏の記述の中で宣旨が扱われ、上卿書下とこれに対する弁官の請文、また弁から史への弁官書下とこれに対する史の請文が載せられている。ここでは早川が問題にする宣旨は、史が請文を出した時点で書かれるという。また、その後宣旨をさらに部外に頒下するときにはだされるのが官宣旨であると考えられ、富田が「下弁官宣旨は史が覚え書きとして記したものであり、これを土台として太政官符・太政官牒が作成された」と述べたことも、こうした点から支持できるとした。⁽³³⁾

さらに早川は、西宮記・九条年中行事に載せる4つの宣旨の解釈を試みる。「大宣旨」というのは弁官が諸司からの申請に基づき作成した官切下文の奥に書かれた、裁可の上宣を弁官が奉じた宣旨であり、「小宣旨」というのは上卿の裁可を経ずに出される官宣旨であるという。また、「口宣」というのは、上宣の伝宣を受けた史がこれを諸司に仰詞で伝えたとき、諸司の官人が奉じて書いた宣旨であり、「国宣旨」というのは諸国に出された官宣旨と解釈できるという。ここから、宣旨には、「大宣旨」のように弁官自身が奉ずるものや、「口宣」のように宣旨を奉じた史の仰詞を受けて諸司官人が書いた宣旨（または史の仰詞自体）など、多様な宣旨を見出すことができるとするのである。⁽³⁴⁾

3 第三章「宣」と「宣旨」の概要

第三章においては、早川は、律令の条文と正倉院文書を素材として、8世紀における宣旨の語義について考え、この時期の「宣」の在り方を探る。令条にみえる宣が伴う熟語としては、「宣」「宣旨」「宣行」「奏宣」「宣伝」があり、奉を伴う語としては、「奉」「奉行」「奉詔」「奉勅」が検出される。前者の宣に伴う熟語はみな勅命に関わる語であること、後者の奉の伴う熟語も「奉行」を除いて勅命に関わって使用されていることを明らかにする。⁽³⁵⁾ところが、一転して正倉院文書にみえる宣旨に目を転ざると、そこには令条に見える様相とはまったく異なるものがあるという。

正倉院文書にみえる「宣」については、かつて土田直鎮が「内侍宣について」で指摘したように、奈良時代の文書には「宣」「宣旨」の語が数百個確認され、多種多様である。「宣を下した人としては僧俗男女多種多様であり、俗人では、男は大臣から下は史生まで、女は内侍から女孺に至り、僧では道鏡以下僧綱・凡僧があり、尼も大尼公から沙弥尼に至る」様相を呈しているという。これら多様な宣を早川は、①「内宣」「内裏宣」の類、②官司・機関の宣、③個人の宣、④表記された宣者以外に真の宣者がある宣、に分けて検討を進める。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

この中の①「内宣」「内裏宣」というものは18例あり、これらはすべて広い意味での勅命とみら

れる。また、②個人名を記さないで「右大弁宣」「民部省宣」「太政官宣」「玄蕃寮宣」等というように官司・機関の宣も交っている。③個人の宣に至っては、土田が指摘したとおりでこれも多様で整理が難しい。しかし、③を宣者・奉者の所属する機関によって整理すると、大きく分けて、a「造東大寺司に所属する者がその内部に対して発した宣」と、b「外部の者が、造東大寺司に対して、あるいは造東大寺司に所属する機関（写経所など）に対して発した宣」との2つに分けることができる⁽³⁸⁾という。そして、これらは、(1)一部を除いて多くの個人の宣は帳簿類にみられ、写経所において記されたもので、記主はaでは造東大寺司の下級官人ないし経師等であり、(2)それらの帳簿類では、b部外者の宣は概ね個人の宣で記され、(3) a造東大寺司内部の者の宣も個人の宣であるが、上司のものは「某宣」、同僚以下のものは「某状」「某口状」等と書き分ける、傾向がみられるという⁽³⁹⁾。さらに、④個人の「某宣」には、吉川真司「奈良時代の宣」で指摘するように、真の命令者が表記された某以外の人物である場合があるという。宣の施行文書に表示されている「某宣」は、実は宣旨を受けたものの名であり、またその某は「板野命婦」「大尼延証」などの宣を受けた場合もみられ、このような女官宣・尼宣は事実上の天皇・皇后の命令であったというのである。

正倉院文書にみられる夥しい個人の宣の多くは、口頭伝達である。造東大寺司や写経所の内部で長官・次官・判官・主典の宣によって行われる、紙・筆・布施などを支給するなどの日常的な業務に関わる命令は、このような口頭伝達によったものであるという。しかし、貴重な經典等の貸借等に関わる事項についてはなにがしかの文書が用いられたとする。牒や状などで某宣を受けて經典を借用したと述べられているもののうちには、吉川真司前掲論文に指摘があるように、その宣は口頭命令ではなく、また宣旨でもなく、状や司判などの文書を指す場合が多い⁽⁴¹⁾というのである。

次に、早川は、造東大寺司以外の部外者の宣が造東大寺司および写経所に伝達される経路について、考察する。内宣や内裏宣などの勅命を伝達する経路には、第1にこれらが造東大寺司以外の外部組織・機関に下された結果、その外部組織・機関から造東大寺司に伝えられる間接的なものと、第2にそれらが直接造東大寺司に伝えるものとの2つがあった⁽⁴²⁾。このうち第2の直接的に伝達される宣について、天平20年以前の金光明寺写一切経所の時期（写経所が皇后宮職に所属していた時期も含む）の写経目録や経疏出納目録でみると、「仰」と「宣」、「令旨」と「宣」が対になって現れる例がある。これは、天皇の仰や皇后の令旨等を奉じた側近が伝宣したものと考えられ、写経所から見ると、部外者の宣が直接に伝えられたものと解することができる。また、これにも「仰」や「令旨」がいったん写経所の上司に伝えられ、上司から写経所内に伝宣する場合と、部外者から直接写経所内に伝える場合の2通りがあった⁽⁴³⁾という。

天平20年造東大寺司が設置され、写経所はその下部機構となってからは、宣の伝達経路と関連する語として「奉宣」「承宣」などが注目される。吉川真司は、前掲論文⁽⁴⁴⁾において、これらの語の分析から、「写経所への直接の指令を行うのは造寺司官人で、それ以外の者の宣は彼らを介して写経所に伝達されること、造寺司官人への伝達には、女官・尼ルート、坤宮官ルート、僧・一般官人ルートの三つのルートがある⁽⁴⁵⁾」ことを明らかにしている。早川は、この吉川の論をうけて、外部から宣を奉った造東大寺司官人はその宣を施行する文書を作成して写経所に下達することもあることを指摘する。この施行文書の形式は、牒であることもあるが、もっと簡便な形の文書もある。これは宣をうけた造寺司官人が自身の名で写経所に伝達するものであるから、広い意味での奉書の機能を果

たしていると主張する。さらにまた、天平宝字2年の紫微内相宣は、内相恵美押勝の宣を奉宣して紫微少疏池原栗守がその旨を造東大寺官人安都雄足に伝達するために作成した文書であるが、上級者の命を近侍者がうけて他者に伝達する文書であるから、まさにこれも機能的に奉書・御教書である⁽⁴⁶⁾というのである。

要するに、第1に外部の者の宣が造東大寺司官人に伝えられたときは、造東大寺司官人が奉宣して写経所に施行した文書が奉書の機能をもち、第2に外部の者の宣がその外部機関内の近侍者に伝えられ、その近侍者が奉宣または承宣して施行文書を造東大寺司に出した場合はその施行文書が奉書の機能を果たすということである。この2つの宣の伝達経路は、上宣における伝達経路に置き換えて考えることもできる。第1のケースは、部外者の上卿が宣を直接諸官司に下す場合であり、その宣は「下諸司宣旨」であり、第2のケースは上宣を外記や弁官に下す場合で、その宣は「下外記宣旨」・「下弁官宣旨」となる。第2のケースでさらにこれを他機関に伝達する場合には、太政官符・太政官牒・官宣旨を発給することとなる。そして、これらの上宣の施行文書が奉書・御教書の機能を果たすことになる⁽⁴⁷⁾というのである。

早川は、この章の最後に、宣旨の語の意味を再検討して、8世紀の正倉院文書に見える「宣旨」は「宣の旨」意味であって、宣旨という文書を意味するのではなかったと結論する。したがって、宣旨というは本来特定の様式をもつ文書という意味はなかったとする。そして宣旨が特定の様式の文書を指す意味に転化するの⁽⁴⁸⁾は、いつのことかを次章で究明しようとするのである。

この第三章には、付説として「奉書の起源について」が付属している。本章で扱った「奉宣」「承宣」して出される施行文書のうち、文書様式を記さない状は明らかに奉書・御教書であり、そのように断定するのが言いすぎならば少なくとも奉書・御教書の機能を有する文書であるという。これは、従来の古文書学でいう公家様文書としての奉書・御教書と同じ機能を果たすものであり、8世紀に遡るものであることを説いている。そしてその形式は、吉川真司のいう状型宣文のものもあるが、牒や移の形式のものも認められ、公式様文書とも無関係ではないとする。さらに、見方を変えれば、奉勅・非奉勅の上宣によって作成された太政官符も広い意味での奉書類であるという。そして、奉書は平安時代中期に現れた文書様式でなく、私文書から生まれたものでもなく、宣旨が符・移・牒として下達される公式様文書とも無関係ではない、と中世古文書学の通説を批判する⁽⁴⁹⁾。この点については、後ほど再度問題としたい。

4 第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」の概要

宣旨は、本義としては宣を奉る者に対する口頭命令であり、第三者に対する施行文書ではない。そのような宣旨の全体像とその施行文書との関係を体系的に説明しようとしたのが、第四章であろう。そして宣旨の種類に応じて、この章は4節から構成する。第一節「上宣の伝達」、第二節「検非違使が奉ずる宣旨」、第三節「一司内宣旨」、第四節「蔵人方宣旨」である。第一節では、太政官の上卿が下す宣旨を扱い、第一に太政官内の外記に下す「外記に下す宣旨」、第二に太政官の外局である弁官局に下す「弁官に下す宣旨」、第三に太政官以外の諸司に下す「諸司に下す宣旨」について述べていく。第二節では、「検非違使が奉ずる宣旨」を扱い、第一に「上宣を奉ずる宣旨」、第二に「内侍宣を奉ずる宣旨」、第三に奉勅の別当宣を奉ずる「別当宣を奉ずる宣旨」について述べ

ている。第一の「上宣を奉ずる宣旨」は、第一節の第三「諸司に下す宣旨」のうちの(6)「下検非違使宣旨」と重複する。第三節では、上宣の関わらない諸官司内部における宣旨を扱い、第一に八省の「卿宣」、第二に弁官局の「大弁宣」、第三に奉勅でない検非違使「別当宣を奉ずる宣旨」について叙述している。第四節では、奉勅の「蔵人方宣旨」について述べる。かくして、この章において、早川の宣旨論の体系論が示されるのである。

(1) 上宣

第一節では、太政官の上卿が下す宣(上宣)を奉勅と非奉勅とを問わず、どのように伝達され、さらに施行されたかを全体的に述べようとする。太政官機構には、大臣・納言・参議から成る政務審議機関とその下部機関として少納言局(外記局)と弁官局がある。外記局は政務審議機関に直属する機関でこれらをあわせて「狭義の太政官」を構成する。これに対し、弁官局はこれから相対的に独立した「広義の太政官」内の別局である。上宣の第一である「下外記宣旨」は、いうならば「狭義の太政官」内に下す宣旨ということになる。このような「下外記宣旨」は、類聚符宣抄・別聚符宣抄・政事要略・朝野群載などに数百点が載せられているが、早川はこれを、上宣の内容が外記または「狭義の太政官」の職務・職掌の範囲におさまるもの(A類下外記宣旨)と、外記または「狭義の太政官」以外の官司・機関に対して伝達することを必要とする内容のもの(B類下外記宣旨)の2つに分ける。⁽⁵⁰⁾

前者の「A類下外記宣旨」は、その内容が外記や「狭義の太政官」の職務に関わるものであるから、他に働きかける必要のないもので、外記が履行すれば完結するものである。したがって、施行文書を出す必要がないもので、この宣旨は外記に止められることになる。「B類下外記宣旨」は、その内容が外記または「狭義の太政官」以外の官司・機関に対して伝達することを必要とするものであるが、早川はこれを形式の上では、(イ)「仰某司」すなわち某司に仰せることを外記に命じていることが明らかなものと、(ロ)「仰某司」の文言はないが内容的にみて他司に伝達の必要のあるものとに分ける。(イ)(ロ)の宣旨はともに、上宣を奉った外記が、関係する諸官司の官人を召してこれを伝達することになる。これらの宣旨を載せる類聚符宣抄等には、これらの宣旨に注記が付けられていて、某司官人某にこれを宣告した旨が載せられているものがある。本来、太政官が諸司に行政命令を伝達するのは弁官であるが、8世紀末に公卿聴政の場が太政官曹司庁から太政官候庁に移り外記政が成立し、外記局に行政事務執行機関としての機能が付与された結果、外記がこのような上宣を諸司に伝える必要が生じたという。しかし、外記局は本来行政命令の執行を命ずる公文書を発給する機関でなかったため、文書によってではなく、このように口頭でもって伝えたのであった。この場合の「下外記宣旨」も外記の手許に留め置かれるのであって、けして施行文書ではないというのである。ところで、外記から口頭でもって上宣の宣告を受けた諸司の官人は、そこでも新たな宣旨を作成する。早川はこれを、(ハ)「外記の「仰」を受けた諸司の記す宣旨」とし把握し、諸司において外記の命を確認するために作成されたもので、これも他に働きかけるような性格のものではないとする。これもまた「B類下外記宣旨」として分類される。⁽⁵¹⁾

上宣の第二は「下弁官宣旨」である。「下外記宣旨」は上宣を外記が直接奉じたが、「下弁官宣旨」は上宣を一旦弁官が奉じて、弁が伝宣し、これを史が奉じたものである。このような伝達経路をと

るのは、弁官局が「狭義の太政官」の別局であるため、上宣は一旦弁官局の上司である弁に伝えられ、弁官局内部で弁から史に伝宣されるのだという。「下外記宣旨」と同じように、「下弁官宣旨」も弁官局の職務・職掌のみに関わり他の官司に伝達する必要の無いものを「A類下弁官宣旨」、弁官から他官司に伝達する必要のあるものを「B類下弁官宣旨」とする。弁官局は、本来在京諸司および在外諸司に対して、太政官が発する行政命令を太政官符・太政官牒でもって施行することが職掌であった。したがって、「下弁官宣旨」のほとんどは「B類下弁官宣旨」であった。しかし、「A類下弁官宣旨」が皆無だったのではなく、9世紀初頭以降のものが若干ではあるが残されている。いうまでのなく、この類の宣旨は、弁官局部内の文書であり、施行文書ではなかったという⁽⁵²⁾。

他方「B類下弁官宣旨」についていえば、弁官局自体、太政官における施行文書を内外諸司へ発給することがその職掌であることから、勢いこの種の宣旨が多数残されているは当然である。そしてその宣旨の施行文書とは、本来は太政官符と太政官牒であった。ここでこの宣旨は、上宣の確認のために書かれ、官符・官牒を作成する土代とされるものであるが、宣旨自体はやはり施行文書ではなかった。このような官符・官牒は奈良時代から確認できるのであるから、その土代となるような「B類下弁官宣旨」は、すでに8世紀から存在したと考えられる。このように「B類下弁官宣旨」が早くから存在したにもかかわらず、9世紀までにはこの類の宣旨は5例ほどが残るのみであり、その伝存数が非常に少ない。その理由は、弁官局での文書保管の在り方が、長案として官符・官牒の案を残すことが原則であったために、宣旨自体は廃棄されてしまったからである⁽⁵³⁾。

つぎに9世紀になると、官牒の略式文書である官宣旨が開発され、官宣旨が官符・官牒に代わってこの類の宣旨の施行文書としてあらわれる。官宣旨の初見史料は貞観11年のものであるが、それよりも少し前、平安遺文に載せる延暦23年12月25日付けの2通の弁官発給文書があり、これらは官牒から官宣旨へ移行する過渡的形態の文書であると考えられる。したがって、「B類下弁官宣旨」の成立は9世紀初頭以前まで遡るものとするのである。さらに朝野群載等によれば、官切下文の奥に書かれた「大宣旨」は、官宣旨で施行され、またこの類の宣旨を施行した官宣旨で、上宣であることを示さないものが「小宣旨」と呼ばれているという。ただし、この場合上宣であることを表示していなくとも、上宣であることは間違いなくであるという⁽⁵⁴⁾。

また「B類下弁官宣旨」は、部外の機関の官人に対して、史が口頭で伝達する場合もあった。その場合、例えば太皇太后宮職や検非違使庁の官人が史の伝え仰せる旨を奉じた宣旨を書くこともあった。さらにその宣旨の奥に宣旨を受けた機関の四等官が「奉行」した署判を加える例もみられる。このような宣旨を西宮記などでは「口宣」と呼んでいるという⁽⁵⁵⁾。

以上のように、「B類下外記宣旨」は外記が口頭で部外に施行したのに対し、「B類下弁官宣旨」は太政官符・太政官牒・官宣旨あるいはまた史の口宣によっても施行された。しかし、時代がさがるにしたがい、宣旨がそのまま当事者に「発給」されるようになる。まず10世紀ころには「下弁官宣旨」が関係官司の官人に回覧・閲読させ、官人らの「奉」をとる例が現れ、やがて、神祇官等の関係官司に交付され、その奥にその官司の四等官らが「奉行」する例、さらに東大寺等の寺院などに交付されて別当三綱らの「奉行」が据えられるようになり、11世紀には常態化するようになる。しかし、これらの宣旨の「発給」は、施行文書としてではないのだと、早川は説くのである。また、これらの「B類下弁官宣旨」の施行は、諸国に対して行う場合は原則的として官符であり、

官司に対しては便宜的に宣旨をそのまま交付するというものであり、宣旨ははじめから施行文書として誕生したのではないことを強調する。⁽⁵⁶⁾

上宣の第三、太政官以外の「諸司に下す宣旨」は、西宮記・伝宣草などには、中務省・内記・式部省・兵部省・弾正台・検非違使に下す宣旨が載せられているが、このうち兵部省を除く他の官司に下された宣旨の実例が存在する。しかも、9世紀に遡って検討すると、治部省・近衛府・内壱所・東寺俗別当・東大寺検校使等に下す例などが確認でき、自在に各所に上宣が下されていた。いずれも、外記や弁官を介せず、上卿が直接これらの官司の官人に下すものであった。式部省に下す宣旨のように、諸官司に下す宣旨の伝達経路には、「上宣一判官奉」と「上宣一官長伝宣一主典奉」との2つがあったであろうという。そして、これらも外記・弁官に下す宣旨と同様に、基本的には部内文書であり他に働きかけるものではなく、奉者の手許に残されるものではあるが、その内容によっては他者に対する証書となりうるものであり、そのため他者にそのまま交付されることがあったと論じている。⁽⁵⁷⁾

(2) 上宣以外の宣旨

早川庄八は、上宣以外の宣旨として、「検非違使が奉ずる宣旨」、「一司内宣旨」、「蔵人方宣旨」を挙げる。まず、「検非違使が奉ずる宣旨」は大別して、a「上宣を奉ずる宣旨」（「下検非違使宣旨」）、b「内侍宣を奉ずる宣旨」、c「別当宣を奉ずる宣旨」（「検非違使別当宣」）の3種がある。a「上宣を奉ずる宣旨」は上宣の一種で、上卿が奉勅して直接検非違使に下した宣旨であり、b「内侍宣を奉ずる宣旨」は勅を内侍が直接検非違使に下したもので、上宣を経ない宣旨である。また、c「別当宣を奉ずる宣旨」も上宣とは関わりのない宣旨である。⁽⁵⁸⁾

a「上宣を奉ずる宣旨」においては、検非違使別当を兼ねる上卿が宣者である場合があるが、その位署書に別当と表示するときと表示しないときがある。別当と表示がない場合は上宣と考えてよい。別当と表示がある場合でも、奉勅の場合は上宣であるが、非奉勅の場合は上宣ではなく別当宣と考えるべきだという。なお、a「上宣を奉ずる宣旨」は、上宣を直接検非違使に下すものの外に、上宣を弁官に下し、史の口頭による仰せで検非違使官人に伝宣する「口宣」もってする方法もあった。⁽⁵⁹⁾

B「内侍宣を奉ずる宣旨」は、勅命を受けた内侍が上卿を経ず直接検非違使に下す宣旨である。内侍宣については、土田直鎮「内侍宣について」⁽⁶⁰⁾を要約して、上卿を経ず直接諸司に伝達されるもので、奉勅の語の有無にかかわらず勅旨を伝えていること、9世紀前半のものは詔書や太政官符で下されるような重要な事項に使用されたが、10世紀以降は多くは内廷に関わることに用いられること、例外としては検非違使庁に下すものは外廷に関わるものに使用されること、平安中期の内侍宣は内侍ではなく蔵人が勅命を下したものであること等を指摘している。なお、ここで、早川が、検非違使に下す内侍宣を扱ってはいるが、検非違使以外の諸司に下す内侍宣については、他の章節においても言及していないのはいささか気になることである。それはともかく、検非違使に下す内侍宣には、「内侍宣一志奉」の宣旨の外に、検非違使別当が伝宣する「内侍宣一別当伝宣一尉奉」の二種があることを説く。C「別当宣を奉ずる宣旨」は、検非違使庁一司内の宣旨で、これは次節の一司内宣旨に分類すべきものとする。⁽⁶¹⁾

「A 類下外記宣旨」は「狭義の太政官」内の上司である上卿が下僚の外記に下した一司内の宣旨であり、「A 類下弁官宣旨」は「広義の太政官」の上司である上卿が下僚の弁官に下した宣旨である。これも一司内の宣旨であり、他の機関に対して伝達する必要のないものであり、その官司内に留め置かれる性質のものである。このような宣旨は、その性格上廃棄されやすいため伝存例が極めて少ないが、そのようなものとしてはこのほかに、八省の長官がその下僚に下す「卿宣」、清水潔が「奉勅宣・上宣に非ざる宣旨」⁽⁶²⁾で指摘したところの弁官局内部においてその官長の大弁が下僚の史に下した「大弁宣」、さらに前述した検非違使庁内における官長の検非違使別当が下僚の尉志に下した「検非違使別当宣」⁽⁶³⁾がある。

このようにして、一司内宣旨に辿り着いた早川は、この宣旨においてその最も本質的な性格を見出し、宣旨の最大公約数的な共通点を次のように定義する。

上級者の命令を、それをうけた下級者が書き留めた書類。その命令をさらに第三者に伝えるか否か、第三者に働きかけるか否かは、命令の内容による。⁽⁶⁴⁾

そして、この場合の上級者とは官司の官長に限られるものではないと追記する。また、宣旨と奉書・御教書との相違についても次のように述べる。

宣旨は、通常いわれるような意味での施行文書・下達文書ではない。他司の上級者であれ（たとえば上卿）、一司内の上級者であれ、上級者の命令を受命した下級者が書き記した書類一般が宣旨なのである。（中略）同じく上級者の意志ないし命令を奉って下級者ないし侍臣が記すものではあっても、奉書・御教書は上級者の意志・命令を他者に対して伝達することを目的として下級者が作成する文書である。それゆえ奉書・御教書はかならず他者に対して発給される。発給することを目的として作成する文書と⁽⁶⁵⁾いいかえてもよい。

このように、早川はこの『宣旨試論』において、宣旨と奉書との相異にまで言及して、宣旨の性格を明確に定義づけたのである。

早川は、上宣以外の宣旨としてさらに「蔵人方宣旨」にも言及する。これは伝宣草に見える「口宣案」や職事仰詞と異なるもので、上卿に伝える必要のない事柄に関する勅命を、蔵人が奉って記したものであるという。「蔵人方宣旨」の平安初期の残存例が少ないために明確に立証が難しいが、「蔵人方宣旨」も蔵人所という組織の内部の一司内宣旨である。そして、勅命をうけた蔵人がさらにこれを蔵人所内部あるいは他所に伝える場合には、蔵人が口頭でもって仰せるのみである。これは、勅命を施行・下達するために蔵人が作成して発給する奉書としての諭旨とはまた性格が異なるものであると説くのである。⁽⁶⁶⁾

5 第五章「宣旨試論」の概要

早川は、第四章において、9・10世紀の宣旨を網羅的に蒐集整理し、その内容にまで立ち入って検討を加え、宣旨の定義を確定したが、さらに8世紀末・9世紀初にみられる異型の宣旨や正倉院文書の中の宣旨を検討し、先に規定した宣旨の定義が当てはまるのかどうかを確認する。

類聚符宣抄等にみられる異型の宣旨をみると、(1) 奉者を記していないものまたは宣者も奉者も記していないもの、(2) 「上宣」とのみ記して、宣者名(官職)を記さないもの、(3) 「内裏宣」と書きだすもの、(4) 参議の左大弁もしくは右大弁が宣し、少納言・外記が奉ずるもの、(5) 大臣の

宣を左大弁が奉ずるもの、等がある。形態からこれらを見ると確かに異型ではあるが、これらを機能の面から見ると、その「内容によってその宣は、職務・職掌がそれにかかわる下級者に下され」、「それを受命した下級者がその旨を書き記した書類」であり、さきに定義した宣旨の性格を逸脱するものではなく、むしろ初期の宣旨の多様なあり方を示すものであると説明する。⁽⁶⁷⁾

つぎに早川は、正倉院文書にあらわれる宣旨を検討する。天平宝字8年の施薬院解は桂心を太政官に請求したものであるが、その奥に東大寺にある桂心を請い取らせよという勅裁を伝える蚊屋采女宣を知施薬院事高丘比良麻呂が奉じた宣旨が書かれ、さらにその奥にこの桂心を東大寺から施薬院に送った旨の造東大寺司官人・使者・僧綱・東大寺三綱の署判がみられる。この蚊屋采女宣を知施薬院事高丘比良麻呂が奉じた宣旨は、これを奉じている比良麻呂に対する命令であるからまさに宣旨であるわけではあるが、他方、この宣旨が造東大寺司・東大寺に働きかける証拠文書にもなっている。このような証拠文書としての機能は、宣旨が本来もっていた機能の1つでもあるが、それでもこの宣旨はいわゆる施行文書・下達文書ではないというのである。⁽⁶⁸⁾

このように早川は、正倉院文書にある上申文書や帳簿類の奥や袖に書きつけられた宣旨を洗い出し、いろいろな形で宣旨が8世紀から使われていたことを実証している。そして、初期の宣旨には後代のように定まった形式をもたないことを立証しながら、機能の面から見れば宣旨と看做さなければならないと主張する。こうしてあらためて、「宣旨の最大公約数的な性格を、上級者の命令を受命者である下級者が書き記した書類、その命令を第三者に伝達するか否か、あるいは第三者に働きかけるか否かは、命令の内容による」と規定するのである。⁽⁶⁹⁾

さて、宣旨をこのように定義することができるとすれば、宣旨は古文書学が定義するところのある者が他者に働きかけるといういわゆる「文書」ではないということになる。すなわち、宣旨は他者に働きかけるために書かれたのではなかったのである。上級者の宣を他者に伝達する必要があるときには、宣旨を書いた受命者は別の様式の文書を作成して発給するか、あるいは口頭で伝達したのである。他者に対して働きかける機能をもつ宣旨が他者に手渡される場合でも、それは発給したり下達されたりするのではなく、証拠文書として他者に提示されるだけなのである。

宣旨のこのような性格は、本来的に宣旨は音声による口頭伝達と不可分の関係にあったためであり、初期の宣旨が多様な様式をもつのはこの本来的な宣旨の性格に由来するものであり、9世紀後半以降の宣旨は、その「定式化」、様式の固定化、宣旨の「文書化」したものであり、これらは宣旨の本来の性格の喪失したもの、あるいは「形骸化」したものであるという。⁽⁷⁰⁾

宣旨をこのように考えると、宣旨は律令制の公文書制度とは無関係のところから発生したのであり、けして詔書や勅旨が簡略化されたものではない。すなわち、宣旨は古文書学がいうように公家様文書として平安時代に誕生したものではなく、その点で従来の古文書学の通説は書きかえられなければならないとする。また、上級者の第三者に対する意向・命令を近侍者が書き記し、近侍者の名において第三者に発給する奉書・御教書も平安時代になってから公家様文書として生み出されたものではなく、8世紀にすでに存在した文書様式であると説くのである。⁽⁷¹⁾

以上のような道程を経て、早川は古代古文書学を展望する地平に立ったと宣言する。そして古代古文書学展望する上での留意点を次のように述べる。⁽⁷²⁾

- ①公式様文書とか公家様文書とかの既成概念にとらわれないこと

②公式様文書と宣旨・奉書類との相互関係を明確にする

③古代文書学の体系化のための素材は、正倉院文書及び木簡などの生の文書でなければならない。このような留意点を確認しながら、早川は古代古文書学の体系化の基礎とするため、日常的な行政の場における公的文書の発生の契機と、それらの相互関係について大まかな見透しを述べる。日本古代において、日常的な行政の場における公的文書の発生の契機には大別すると2つあったという。1つは、口頭伝達の文字化・文書化、もう1つは隋・唐律令法の継受である。後者は大宝令等の公式令に規定する公文書の体系であり、人為的・政治的に定められた。これに対し、前者のものとしては、藤原宮出土木簡のうちの宣命であり、また平城宮出土木簡にも含まれている「某ノ前ニ白ス」という様式の上申文書などがある⁽⁷³⁾という。

「前白」という様式の木簡は、天武朝に遡るもので、大宝令公式令の解式に先行する上申文書であるが、これらは例外なく年月日が記されておらず、人が人に対して上申するときに用いられる。すなわち、この様式の文書は、口頭伝達の場から生まれたものであって、人に対する口頭での上申をそのまま文字化・文書化したものであるという。この時期に、中国の私状の影響を受けた啓・状が上申文書として並行して用いられていた。これらに対し、公式令に規定された解は、官司から官司へ上申するのに用いられたが、これによって「前白」の様式や啓・状が消滅したわけではなく、個人に差し出す上申文書にはこれらが用いられていた。しかし、やがて「前白」様式文書の「前」「御前」の文言は啓状の脇付に吸収されて行く。同時に啓状の書様が解に対して影響を及ぼし、個人を差出者とする解を生み、解とも啓状ともつかない文言をもった上申文書が生まれたと説く⁽⁷⁴⁾。

つぎに、口頭伝達から生まれた文書としては、宣旨と奉書・御教書とがあるが、「前白」文書が啓や状に吸収されていったのに対し、これらはながく公式様文書と交渉を持ち続けていったという。宣旨は、上級者の命令を受命した下級者がそのまま書き記したものであったが、その命令が第三者に伝達すべきものである場合、そのために作成する伝達書を、上級者の名前ではなく、受命した下級者の名前によって作成し発給したものが奉書・御教書であった。その奉書・御教書は、上級者の宣の旨を記しただけのものもあれば、宣の要旨を引用しその末尾に送付を示す文言や施行を命ずる文言を書き加えたものもあった。長屋王家木簡のなかに「以大命符」「吉備内親王大命以符」と書き出すものがあり、これらは家令・家扶・少書吏らが署名した下達文書としての符であるから、この公式様文書としての符は奉書・御教書としての機能が付与されていると見ることができる。このような符の延長線上に、上宣または奉勅上宣を施行するために作られた太政官符・太政官牒があると考えられるが、その初見は天平10年に宮内省に充てられた太政官符である。このような様式の官符・官牒は以後ながく用いられることになるが、その背後には「下弁官宣旨」が存在していたのである。この官符のように奉書・御教書の機能を有する公式様文書は、ほかの官司や個人が発給する下達文書としての牒にもみられるところであり、ここに発生の場と成立の契機を異にする、宣旨および奉書・御教書と、公式様文書との、融合一体化がみられる。平安時代における公的文書の様式の簡略化、作成手続の省略化はこのようなかから進行するといえるのである。そして、その結果として新様式の文書が生みだされるが、その例の1つが長保5年の大宰府政所下文案であり、これは太宰権帥の宣の旨を奉った大宰府政所が作成発給した下達文書であった。上級者の宣旨を施行する奉書・御教書としての符・牒・下文を作成したのは、太政官の弁官だけではなく、として、早

川は宣旨試論を結ぶのである。⁽⁷⁵⁾

②……………早川庄八『宣旨試論』に対する批判

前節では、早川庄八『宣旨試論』の概観を試みたが、そのうち第四章の「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別検討」は、早川の宣旨分類体系論である。それは、いわば宣旨の完成期（別の言い方をすれば形骸化の時期）におけるいろいろの宣旨の総体を細大漏らさず整理して、みごとに系統づけた所論であった。完璧といってもよい体系論であって、批判の余地のない所論のようではあった。しかし、11世紀以降の宣旨の展開を考慮した場合、まだいくつかの付け加えなければならない論点が残されているようにも思える。粗探しの感もないではないが、少しく意地悪く検討してみたい。

つぎに『宣旨試論』の第五章の「宣旨試論」は、宣旨を根本に据えた古代古文書学を構築するための試論であり、宣旨と施行文書・下達文書の関係、宣旨と奉書・御教書との関係などを述べながら、従来の古文書学に対する鋭い批判を展開している。その批判点は、宣旨や奉書・御教書の起源が8世紀に遡るものであるから、従来の古文書学においてこれらの宣旨や奉書・御教書を9・10世紀ころに成立した公家様文書として説明することは許されない、とするものであった。しかし、その起源を8世紀に求めた早川の卓見はともかくも、これらを公家様文書とした従来の古文書学の分類が全く誤りであるかといえ、必ずしもこれを否定できない面もあるように思える。筆者はこの節において、以上の2点について、少しく検討を加え、批判を試みたい。

1 宣旨体系論に対する批判

宣旨は上級者の宣を下級者が奉じて書き記した書類ということであるから、宣旨が口頭命令であろうとこれを書類にしたものであろうと、これを挟んで宣者と奉者とが存在することになる。⁽⁷⁶⁾そこで筆者は、早川が整理した9・10世紀における宣旨と、これに11世紀以降に現れると筆者が考える宣旨とを含めて、後掲のような「平安時代における宣旨の種類と体系」という図を作成して⁽⁷⁷⁾この図は、図1と図2との2つに分けたが、図1は「宣者からみた宣旨」を、図2は「奉者からみた宣旨と施行文書」を図示したものである。図1の「宣者からみた宣旨」においては、宣旨を授受する官職・役職に1から33までの番号を付し、その官職・役職にあるものが口頭で命令するところの宣旨の種類をその傍らに()で囲んで示し、それにaからvまでの記号を付した。図2の「奉者からみた宣旨と施行文書」においては、奉者が受けるところの宣旨とそれを受けて作成される施行文書を図示したものである。ここでも、宣旨を授受する官職・役職には1から33までの番号を付し、その官職・役職にあるものが口頭命令を受ける宣旨の種類をその傍らに()で囲んで示し、それにaからvまでの記号を付した。そして宣旨をうけて発給する施行文書の種類をその傍らに〈 〉及び[]で囲んで示した。[]で囲んだイからチまでの文書は公式様文書であり、〈 〉で囲んだAからOまでの文書が公式様文書から平安時代に派生したいわゆる「公家様文書」である。⁽⁷⁸⁾

図1と図2とを合わせてみると、早川の宣旨体系も含めて9世紀以降の宣旨の体系をつぎのように概観できそうである。まず中央官司をみると、図1で2内侍が宣するa内侍宣は図2では4検非違使尉志が奉じて書いたものであり、⁽⁷⁹⁾図1で3検非違使別当が宣するb別当宣は図2では4検非

違使尉志が奉じて書いている⁽⁸⁰⁾。図1で2内侍が宣するc内侍宣は図2では6歳人が奉じて書いており、図1で5歳人所別当が宣するd歳人方宣旨は図2では6歳人が奉じて書いていることを示している⁽⁸¹⁾。このように以下、1天皇の勅するe勅宣⁽⁸²⁾=口宣、8太政官上卿が宣するf上宣・h上宣・i上宣・l上宣・n上宣、9外記が仰せるg口宣、11弁官が宣するj大弁宣、12史が仰せるk口宣⁽⁸³⁾、13・15の八省卿が宣するm卿宣・o卿宣を示した。つぎに地方官司に目を転ずると、17大宰府官長が宣するp大府宣、19知行国主・受領が宣するq国宣・国司庁宣も付け加えた⁽⁸⁴⁾。さらに11世紀以降のものとして院宮諸家も視野に入れ、21院の口頭命令であるr院宣・s叡慮、26院宮の命令であるt令旨、29摂関らの命であるu教旨・令旨、32藤氏長者の命令であるv長者宣をも載せておいた⁽⁸⁵⁾。

そこで、早川の論ずる9・10世紀の宣旨体系とこの図1・2との関係を見ると、次の通りである。まず、早川のいう上宣のうちの「下外記宣旨」は、図1では8上卿の宣するf上宣であり、図2では9外記が奉じて書いているf上宣である。これらの「下外記宣旨」を奉った外記がさらに諸司に仰を伝え、これを受けた諸司が記す宣旨は、図1では9外記が宣するg口宣であり、図2では10諸司官人が奉じて書いているg口宣である。早川のいう上宣のうちの「下弁官宣旨」⁽⁸⁷⁾とは、図1の8上卿の宣するi上宣であり、図2では11弁官が伝宣し、12史が奉じて書いているi上宣である。早川がいう「下弁官宣旨」のうちの「大宣旨」⁽⁸⁸⁾とは、図1では8上卿が宣するh上宣であり、図2では11弁官が奉じた特別のものであるh上宣である。早川がいうところのこれらの「下弁官宣旨」を奉った史がさらに諸司に仰を伝え、これを受けた諸司官人が記す宣旨とは、図1では12史が宣するk口宣⁽⁸⁹⁾であり、図2では10諸司官人が奉じて書いているk口宣ということになる。

つぎに、早川がいう上宣を外記や弁官を経ないで直接諸司に下す宣旨とは、図1では8上卿が宣するl上宣⁽⁹⁰⁾であり、図2では14中務省内記が書いているl上宣である（「下内記宣旨」）。また、図1では8上卿が宣するn上宣であり、図2では16式部丞録が奉じて書いているn上宣もこれである（「下式部省宣旨」）。早川はこのほかに「下中務省宣旨」・「下兵部省宣旨」・「下弾正台宣旨」・「下検非違使宣旨」・「下治部省宣旨」・「下近衛府宣旨」・「下内豎所宣旨」・「下東寺俗別当宣旨」・「下東大寺校檢使宣旨」等を挙げるが、煩わしいのでこの図では省略した。これらは図1の8上卿が宣するn上宣を図2で16式部丞録等が奉じて書いているn上宣に準じて考えていただければよい。

早川は、上宣以外の宣旨として、「検非違使が奉ずる宣旨」⁽⁹¹⁾、「一司内宣旨」⁽⁹²⁾、「歳人方宣旨」を挙げる。はじめの「検非違使が奉ずる宣旨」については、このうち上宣を奉ずる「下検非違使宣旨」は、前述した上宣を外記や弁官を経ないで直接諸司に下す宣旨に準じて考えればよいので、図1・2では省略してある。早川がいう「内侍宣を奉ずる宣旨」⁽⁹³⁾については、図1では2内侍が宣するa内侍宣であり、図2では4検非違使尉・志が奉じて書くa内侍宣である。これは前述した。また早川がいう「別当宣を奉ずる宣旨」⁽⁹⁴⁾とは、図1では3検非違使別当が宣するb別当宣であり、図2では4検非違使尉・志が奉じて書くb別当宣ということになる。これも前述した。

つぎに「一司内宣旨」⁽⁹⁵⁾は、官司内部において上級者が下級者に口頭命令することで完結する宣旨であり、いずれの官司にも存在したものであるが、早川は「卿宣」⁽⁹⁶⁾、「大弁宣」⁽⁹⁷⁾、「検非違使別当宣」を取り上げる。早川のいう「卿宣」すなわち八省の官長が宣する宣旨とは、図1では13中務卿が宣するm卿宣および15八省卿が宣するo卿宣⁽⁹⁸⁾であり、図2では14内記が奉じて書くm卿宣および16八省丞録が奉じて書いているo卿宣である。早川のいう太政官弁官局の内部文書である「大

⁽⁹⁹⁾「弁宣」とは、図1では11弁官が宣するj大弁宣であり、図2では12史が奉じて記しているj大弁宣である。「⁽¹⁰⁰⁾檢非違使別当宣」は再々述べた。そのほか早川は檢非違使佐が宣した宣旨もあることを指摘するが、図では省略した。

「⁽¹⁰¹⁾蔵人方宣旨」については、早川は「一司内宣旨」として限定的にとらえようとする。しかし、蔵人に口頭命令を下しているのは、天皇であり、内侍の伝宣であるから、「一司内宣旨」ではありえないように思う。早川のいう「蔵人方宣旨」とは、図1では1天皇の内裏宣あるいは2内侍の宣するc内侍宣、またはd蔵人方宣旨であり、図2では6蔵人が奉じて記すc内侍宣あるいはd蔵人方宣旨である。また、早川のいう「蔵人方宣旨」を受けた蔵人がこれを出納や部外に口頭で仰せる時、出納や部外の官人が奉じて書く⁽¹⁰²⁾宣旨とは、図1では6蔵人の仰せるd'口宣であり、図2では出納や部外の官人が奉じて記しているd'口宣である。

早川が『宣旨試論』第四章で論じている宣旨は以上のとおりであるが、早川が宣旨と考えているものはこの外にもあることは他の章の行論から明らかである。この第四章で扱っている宣旨は、宣者からみた場合でいうと、天皇の勅命（口勅）、太政官上卿の宣（上宣）、一官司内の官長の宣旨に限られている。一官司内宣旨には、檢非違使や蔵人所のような令外官司の宣旨にも関説しているが、後掲の「平安時代における宣旨の種類と体系」図1・図2に示した21院が宣するr院宣、26院宮が宣するt令旨、29摂関ら上級貴族が宣するu教旨・令旨、32藤氏長者が宣するv長者宣などには言及していない。五味文彦「⁽¹⁰³⁾宣旨類」には、東宮言仁親王（のちの安徳天皇）の令を受け東宮大夫藤原兼雅が宣し、東宮権亮が奉じた治承3年の令旨、入道円理（藤原忠実）の仰を受け家司平信範が奉じた久安5年の撰関家令旨（教旨）、藤氏長者忠実の宣を受け勸学院別当藤原宗忠が奉じた康和3年の藤氏長者宣の例が挙げられている。早川にあっては、このような宣旨があることは当然承知のはずであり、宣旨試論を平安時代中期以前に限定したために、これらには言及しなかったのであろう。

地方機関である大宰府や諸国における宣旨としては、17大宰府官長（帥または権帥）のp大府宣や19知行国主のq国宣あるいは19受領（守または介）のq国司庁宣がある。早川は、宣旨試論の最後に、大宰権帥平惟仲の宣を受けて大宰府政所が施行した、長保5年の筑前国に下した下文を例に挙げ、⁽¹⁰⁴⁾上級者の宣を奉って施行文書を作成するのは弁官だけではないと結んでいる。したがって、大宰府官長の宣についても詳しい論述はないが、早川の宣旨体系には、⁽¹⁰⁵⁾配慮されているとみることができる。なお、大府宣については、筆者も「⁽¹⁰⁶⁾国務文書 付大宰府文書」において、石井進『日本中世国家史の研究』における大宰府発給文書の研究に学んで、⁽¹⁰⁷⁾大宰府符が12世紀にはなると、大府宣と大宰府政所下文とに分化していくことを論じたことがある。このような宣と下文との関係については、早川の批判にも拘らず公家様文書の問題として、論ずる必要があると思うが、この問題については次節で述べることにする。

国宣や国司庁宣については、早川の宣旨試論には全く触れられていないが、これも11世紀以降の問題であるから、言及されなかったのであろう。これらについては、筆者の「平安時代における国司文書について—その位署形態と国司庁宣の成立—」および前掲「⁽¹⁰⁷⁾国務文書 付大宰府文書」で触れたところであるが、そこでは不十分ながら次のように述べて置いた。「庁宣が国司庁＝受領庁を発給主体とし、符ではなく宣である点は、もうすこし説明を要するところである。宣とは口頭で

宣べることであるが、とすると庁宣という文書が完成される以前は、受領の口頭命令を庁宣と称したと考えられるのである。国司連坐制が崩壊し、受領の国務専裁が成立すると、受領の国務遂行上の命令は、口頭によって任用国司ないし目代、あるいは在庁官人に指令され、指令を受けた任用国司以下がこれを実行することになる。このような受領の口頭命令を庁宣と称したのであろう⁽¹⁰⁸⁾。このように国司庁宣という文書は施行文書であるが、その基になった口頭命令である庁宣は、宣であり、その内容が宣旨であるといえよう。

つぎに国宣であるが、古文書学の概説書では知行国主の御教書であり、書札様文書の1つと説明されている。しかし、これも本来は宣旨の一種であり、これについても筆者の前掲「国務文書」で次のように説明していたことがある。「国主から受領や家司に対する庁宣・国判の発給その他国務に関する口頭指示が、国主の宣旨すなわち国宣である。『根来要書』に収める前述の元暦元年8月8日付紀伊国司庁宣案は、袖判をもつと判断できるが、この庁宣案の頭書には「国宣」と記してある。これは、この文書が庁宣ではあるが、じつは国主の命を受けて発給されたことを示し、受領の署判がないこと、国主の袖判があることから国宣の意味がいつそう明確になる。このように、国宣とは、はじめ国主の口頭命令またはその命令の内容を呼称する言葉であると考えられる⁽¹⁰⁹⁾。このように、中央の官司ばかりではなく、地方の庁司においても、早川のいう宣旨の世界が広がっていたのである。

さて、つぎに一転して、早川が主として論ずる中央官庁の宣旨、その中心でもある奉勅宣旨について検討してみたい。早川は、奉勅の宣旨としては、後掲の「平安時代における宣旨の種類と体系」で見れば、図1では1天皇の勅命ないし2内侍の伝宣にかかり、図2では4検非違使尉志が奉ずるa内侍宣と、6蔵人が奉ずるc内侍宣やd蔵人方宣旨とがあり、また図1では3上卿が奉勅して宣し、図2では9外記が奉じたf上宣、11弁官が奉じたh上宣、12史が奉じたi上宣、14内記が奉じたl上宣や16八省丞録が奉ずるn上宣などがあることを詳しく論じている。しかし、図1で1天皇が命じて、図2で7職事は奉じたe「口宣」については、なぜか早川は宣旨から除外してしまうのである。

早川は、「蔵人方宣旨」の説明のなかで、e「口宣」のことを「口宣案あるいは職事仰詞」と呼んで、次のように述べる。

さきの第二章において伝宣草に載せる宣旨を概観したさい、(中略)蔵人頭の奉ずる宣旨があるのをみた。それは蔵人頭が勅命を上卿に伝えるときに用いられる、口宣案あるいは職事仰詞といわれるものであった。しかしここで蔵人方宣旨というのは、それと異なり、上卿に伝えられることのないものである⁽¹¹⁰⁾。

すなわち、職事蔵人が勅命を上卿に伝える「口宣」は、「蔵人方宣旨」から除かれるのであるが、早川は別のところにおいてもこの勅命を奉じて職事蔵人が書いた「口宣」の位置づけを示してはいないのである。なお、図1で9外記が仰せ、図2で10諸司官人が奉じたg口宣や、図1で12史が仰せ、図2で10諸司官人が奉じたk口宣は、ここで論じている7職事が奉ずるe「口宣」とは別物である。しかも早川は、この「口宣」のことを相田二郎や鈴木茂男に倣って「口宣案」と呼んでいるのである⁽¹¹¹⁾。筆者はかつて「口宣・口宣案の成立と変遷—院政=親政と天皇=太政官との接点—」⁽¹¹²⁾において、中村直勝らの見解に従ってこれは「口宣」と呼ばれているものであり、口宣案と

呼ばれるものとは別物であると主張し、口宣と口宣案の成立と変遷を論じたことがある。早川が「口宣」を宣旨として対象化していないか、あるいは重要視しないで（上の引用では「蔵人頭の奉ずる宣旨」とは称している）、しかも無意識に「口宣案」と称しているところを見ると、残念なことに拙稿を検討の対象にはしていただけなかったようである。さらに前述のように、早川は、宣旨についての学説の整理を行った第一章において、『概説古文書学』古代・中世編⁽¹¹³⁾に載せる「公家様文書」における筆者の執筆部分を取り上げ、宣旨は宣者が口頭で命じたものを奉者が奉じて書いた覚書であるとした点を高く評価していた⁽¹¹⁴⁾ところではある。しかし、他方「富田氏は検討の対象を氏のいわれる「天皇＝太政官文書」に限定されたため、宣旨についての理解も「弁官宣旨」と「外記宣旨」にとどまり、宣旨一般には及ばなかつた⁽¹¹⁵⁾」と批判した。筆者は早川のように宣旨を真正面に据えて本格的に宣旨論を展開したことはなかつたが、この「口宣・口宣案の成立と変遷」においては、宣旨全般についておおよその見解を述べたことがある。これを読んでいただければ、筆者が宣旨を「弁官宣旨」と「外記宣旨」にのみ限定して考えていたわけではないことがわかると思う。このような点からも、早川は拙稿を検討の対象としていなかったことは、明白であろう。すこし長くなるが、この「口宣・口宣案の成立と変遷」に載せた筆者の口宣と宣旨の関係を述べた部分をつぎに引用してみる。

口宣は、初行の年号月日の下に「宣旨」と書き、職事書下も「献上 宣旨」と書き出し、一般に口宣等のことを当時「宣旨」と呼び慣わしていた。それでは、口宣等が「宣旨」と呼ばれるのは、どういう意味なのかを考えてみよう。

土田直鎮氏は宣旨の沿革について触れ、宣旨の淵源は、奈良時代の「公的な資格を持った個人なり組織なり」が、軽易な事項を手軽に「伝達する方法として、極めて早くから盛んに用いられていた」「宣」「宣旨」などにさかのぼるとされる。このような「宣」「宣旨」は、上司から配下への口頭による命令であり、その上司の口頭命令の内容が「宣旨」なのである。したがって、それが宮内卿の口頭命令ならばその内容を「宮内卿宣旨」、上卿の命ならばその内容を「上卿宣旨」ということになる。このような意味で、口宣は、もともと天皇の口頭命令を職事が奉ったものであるから、口宣の内容は、「天皇宣旨」ということができる。

ところが、「宣旨」は後に紙に書き留められるようになるのであるが、この場合の、「宣旨」の本質を理解するために知らねばならないことは、これを書くものが誰かということである。文書は通常伝達を行う者（所）が作成し、差出者（所の構成員）が署判するのである。つまり、差出人が書くはずである。しかし、「宣旨」は、上司の命を受けた配下が奉って、その命令の要旨を書き留めたものである。つまり、差出人は口頭で述べ、受取人がこれを書くのである。このようにして紙に書き留めた「宣旨」を「宣旨書」と呼ぶのであるが、「宣旨書」の様式は、「〇〇宣」で書出し、「〇〇者」で結ばれ、施行の文言がなく、上司の宣を受けた者が日下に署名し、署名の下に「奉」と書くのである。このような形式の「宣旨」は平安時代の初期・中期には多くの種類がみられ、たとえば、内侍の宣を検非違使官人が奉る内侍宣、検非違使別当の宣を同官人が奉る検非違使別当宣、蔵人所別当の宣を蔵人や出納が奉る蔵人所別当宣、藤氏長者の宣を勸学院別当が奉る藤氏長者宣などを挙げることができる。そのうち、最も代表的で後代まで長く用いられた「宣旨書」が、太政官の上卿の宣を外記や史が奉って書く上卿宣旨（い

わゆる宣旨)である。口宣は、天皇の宣を職事が奉る「宣旨」であるが、右の「宣旨書」の様式とは異なり、目録の様式(日記形式といってもよい)をとる点で、これらの「宣旨」と多少異なっているといえることができる。

さて、「宣旨書」は、本来命を受けた者の自分の覚書であり、これをほかへ伝達するための手段ではない。もし、上司の宣を受けた者が、これを第三者に伝えるためには、この「宣旨書」に基づいて公式の文書を作成するのが正式の方法である。しかし、この場合、簡便な方法として、上司の宣を奉った者が、さらに第三者に口頭で伝えたり、また「宣旨書」をそのまま与えることもあった。後者の場合、ここにはじめて伝達手段としての「宣旨書」が誕生するのであるが、このような伝達手段としての「宣旨書」の成立の仕方は、これにあくまで略式文書であるという性格を与えるのである。

口宣も、天皇の勅旨(宣旨)を職事が奉ったもので、「宣旨」の一種であり、職事が自らの覚書として、「宣旨」の要点のみを目録形式に書き留めたものであろう。そして、これには、差出書も充所もなく(署名は差出書ではない)、授受文書としての形式を備えず、本質的にこれを太政官に渡すものではないのであるが、陣座以外の勅旨の伝達法として便宜用いられるようになったと考えることができるであろう。⁽¹¹⁶⁾

まずこの引用からもわかるように、筆者は上宣を奉った外記宣旨や弁官宣旨の外に内侍の宣を檢非違使官人が奉る内侍宣、檢非違使別当の宣を同官人が奉る檢非違使別当宣、藏人所別当の宣を藏人や出納が奉る藏人所別当宣、藤氏長者の宣を勸学院別当が奉る藤氏長者宣も宣旨であることと、さらに早川が重要視していない天皇の口頭命令を職事が奉る口宣も宣旨であると指摘しているのである。また、さきに述べたように、「⁽¹¹⁷⁾国務文書 付大宰府文書」においては、受領の宣する国司庁宣、知行国主の宣する国宣、大宰府官長の宣する大府宣の存在まで想定しているわけであるから、富田は宣旨を「下外記宣旨」と「下弁官宣旨」に限定して考えているという早川の批判は当たらないといえるべきであろう。

それはともかく、ここで問題としたいことは、天皇の口頭命令を職事が奉る口宣も宣旨であるということである。口宣の様式は、初行の年号月日の下に「宣旨」と書き、次行に要件の要旨を書き、最後の行に職事の官氏姓名の署名に下附の「奉」を加える形式が11世紀ころに定式化するが、それ以前の様式はわからない。様式はわからないものの、10世紀以前においても職事が上卿に勅旨を伝えるために宣旨(口宣)を利用していることは確認できる。『小右記』の記事などに、上卿中納言藤原実資が宮行啓のことについて藏人右中弁道方をもって奏聞し、藏人道方が「宣旨一枚」を上卿実資に下し、実資がこれを右中弁道方に宣下している⁽¹¹⁸⁾ことがみえるから、10世紀末にも職事藏人から上卿に伝える口宣の役割を果たす文書があり、それが宣旨と呼ばれていたことが窺えるのである。口宣は天皇の勅宣を職事が奉じて書く覚書であり、早川が規定する宣旨の定義と合致するものであり、様式からいっても「年号月日 宣旨」と書き出すわけであるから、当時においても宣旨と呼ばれていたことは間違いない。早川の宣旨論は、10世紀までを守備範囲として展開したものであるから、これを取り上げなかったのかとは思いますが、10世紀以前においても、様式がどのようなものか確認はできないものの、口宣の機能を果たす宣旨が存在していたはずであるから、これに言及しない早川の宣旨論は十全なものとはいえないのではないかと。

また、早川はこの口宣というべき宣旨を「口宣案」と呼んでいる。このようにこれを「口宣案」と称することは相田二郎『日本の古文書』にはじまる。相田が説くには、職事が口づから宣して勅旨を上卿に伝えるが、この口頭による伝宣そのものを口宣という。そのおり職事はこれを文書に表わしたものを懐中に秘めていて、もし上卿から求められたときにはこれを与えた。口宣は職事の心の覚えであり、本来上卿に渡すものではないから、これが実物であっても「口宣案」と称するというのである⁽¹¹⁹⁾。このように職事から上卿に勅旨を伝える宣旨を「口宣案」と称することは、佐藤進一『古文書学入門』⁽¹²⁰⁾、鈴木茂男「宣旨考」⁽¹²¹⁾へと踏襲され、早川庄八『宣旨試論』(1990)にも引き継がれているわけである。これに対し、中村直勝『日本古文書学』においては、職事から口宣を受け取った上卿は、その原本を自分の手に収めるか、外記局に残して、別に一通を写して充名人に交付するが、この交付された文書が口宣案であると説く。筆者も中村の説を継承して、「口宣・口宣案の成立と変遷」(前掲)⁽¹²²⁾において、口宣は職事から上卿に勅旨を伝える際に手交されるものであるが、口宣案は院政親政の伝奏や奉行から当事者に与えられる口宣の案文であることを説いたことがある。現実には口宣と口宣案とは様式が若干異なる(例えば、口宣案には上卿銘を加える)別の文書であり、前者は太政官の上卿や外記・弁・史を勤める公家の家に伝存し、後者はその文書によって官位等を授かった諸家に伝来していることから、明白なことである。要するに、天皇が口勅でもって宣し、職事蔵人が奉って書いた「口宣」は、早川のいうところの宣旨であることが明白であるもかかわらず、早川が職事からこれを転用して上卿に伝えられる宣旨を「口宣案」と漫然と呼んでいるとしたら、「口宣」という宣旨を検討の対象にはしていなかったという何よりの証拠になるのではないか。そうだとするならば、早川の宣旨体系論は惜しいことには万全ではなかったのである。

2 奉書・御教書論に対する批判

早川の宣旨論によって、宣旨に関してこれまでその意味がよくわからなかったことで氷解した点が多々あるが、上宣は「下外記宣旨」においては直接外記に下すのに対し、「下弁官宣旨」においてはこれを弁官が史に伝宣をするのはなぜなのかを解明したことも、その1つである。上卿から外記への宣下は、「狭義の太政官」内の部内における宣下であるのに対し、上卿から史に対する宣下は、「狭義の太政官」の上卿から部外である弁官局の史に対する宣下ということになり、弁官局の上官の弁に一旦宣下し、そののち弁官局において史に伝宣されるという形式をとったものであるという⁽¹²³⁾。また、『西宮記』等に故実書にみられる「大宣旨」「小宣旨」「口宣」「国宣旨」という宣旨に関わる語句の意味をほぼ確定したこともそうである⁽¹²⁴⁾。そして、「大弁宣」なる宣旨は、弁官局の官長である大弁の部内における宣旨であることも併せて解明されたのである⁽¹²⁵⁾。

「狭義の太政官」の上卿が弁官局に直接に宣を下すように、部外の命令者がある組織に宣を伝達する方法については、早川庄八は、吉川真司「奈良時代の宣」が説く、奈良時代における部外の命令者の宣を造東大寺司に伝える際にあらわれる「奉宣」「承宣」という語に注目して検討を加えた。その結果、このような伝達には、2つのケースがあると結論する。1つは部外の命令者が宣を直接造東大寺官人に伝える場合と、もう1つは部外の命令者が宣を一旦その所属する機関の下僚に伝え、これを受けた下僚が文書を作成して造東大寺司に伝達する場合とである。後者の場合は、部外の命令者の宣をその下僚がうけて、「謹奉宣、如件」と結ぶ文言をもち、署名に「承宣」の字を加える

などした文書を作成し、造東大寺司に送ることになる。また、前者の場合でも、これを受けた造東大寺司官人がさらに写経所にて伝えるような場合には、これを口頭で伝達したり（この場合造東大寺司官人を奉宣者とした写経所官人に下す宣旨が書かれる）、奉宣した造東大寺司官人の牒が写経所に出されたりして、部外者の宣が造東大寺司や写経所に伝達されるという⁽¹²⁶⁾。

これらの上級者の宣を奉宣あるいは承宣し、その宣を第三者に伝えるため奉宣者・承宣者の名前で出される文書や宣旨は、いわば奉書や御教書の機能を果たすものである。このように奉書や御教書は、その起源が、造東大寺司やその配下の写経所に伝えられる文書や宣旨に見られるように、8世紀に遡るものであり、平安時代になってはじめて誕生したのではないというのである。さらにこのような上級者の宣を奉じて下級者が第三者に施行下達する文書一般は、それは上級者の宣を伝達する奉書・御教書の機能を果たすものであるから、これらの施行・下達文書は奉書・御教書というべきである。したがって、早川にいわせれば、上宣を奉じて出される太政官符や太政官牒も、上宣をうけた弁と史が作成するものであるから、奉書・御教書であるわけである。だとすれば、奉書・御教書は平安時代に成立した公家様文書として説明されることは許されない、と主張するのである⁽¹²⁷⁾。

たしかに、筆者も『概説古文書学』古代中世編や「口宣・口宣案の成立と変遷」⁽¹²⁸⁾等において、官符・官牒が上卿の宣を受けて弁官局で作成される過程を述べたこともあり、官符・官牒が上卿の宣を施行した文書であることは否定しない。しかし、はたして官符・官牒が上卿の宣の奉書・御教書の機能を果たしているといつてもよいのであろうか。筆者には聊か疑問に思えてならない。というのは、奉書・御教書は、上級者の命を受けて、命を受けたものの名前で第三者に出す文書である。しかるに、官符・官牒は、位署書には弁と史が署判するものの、差出所は「太政官」であり、太政官という組織から出されている文書なのである。宣を下している上卿も太政官の一員であり、上卿も弁・史と一緒にこれらを発給しているわけであって、けして上卿の宣をうけた弁と史だけの名前で出しているわけではないのである。したがって、官符・官牒は奉書・御教書の機能を果たしているわけではないのである⁽¹²⁹⁾。

これに対して、上宣をうけて発給される官宣旨は、位署書も弁と史が署判し、かつ差出所も「左弁官」や「右弁官」であり、まさに弁官の名前で上卿の宣を伝達するのであるから、早川のいう奉書・御教書の機能を果たしているといつてもさしつかえはない。また、早川が『宣旨試論』の結びで紹介している長保5年7月13日付の大宰府政所下文は、大宰権帥平惟仲の宣を受けた大宰府官人が位署を据え、差出所を「府政所」として出しているわけであるから、これも奉書・御教書の機能を果たしているともいえる。さらに国司庁宣や国宣を受けて出される留守所下文も、受領や知行国主の宣をうけて目代や在庁官人の位署を据えて、差出所を「留守所」として出すわけであるから⁽¹³⁰⁾、これも早川のいう奉書・御教書の機能を果たしているといつてもよい。したがって、早川のいう上級者の宣を受けた下級者がその名前で出す奉書・御教書の機能をもつ文書は確かに存在する。しかし、太政官符のように宣を下す上級者を含む組織から出されるような公式様文書一般がすべて奉書・御教書の機能を果たすものとはいえないのである。

かつて筆者は、「中世公家政治文書の再検討①「官符」」において、前述の官宣旨・大宰府政所下文・留守所下文については、早川がいう奉書・御教書の機能をもつとみなすよりは、11世紀以降の太政官符・太政官牒・大宰府符・国符における官長の宣旨とこれを受けた任用・官人組織の下文とが両極

へ分化する問題とみなして、次のように述べたことがある。

官宣旨は、弁官局が太政官から文書発給事務の委譲を受けて出す文書であるといっても、この官宣旨の事例でいえば、上卿安居院行知が勅旨を受けて弁官局に命じ、弁官局では左中弁と左大史が署判を加えて発給したもので、上卿を無視して官宣旨が発給されたわけではない。いうならば、文書を発給せよと命ずる上卿と、これを受けて文書発給事務をおこなう弁官局が明確に分化してきたというべきであろう。国符が国司庁宣と留守所下文に、藏人所牒が別当宣と藏人所下文に、検非違使庁発給文書が別当宣と検非違使庁下文に分化していくように、官符・牒も上卿の宣旨と弁官下文に分化したというべきであろう。かくして、平安中期以降の諸々の「宣旨」と下文との源流をここに求めたとするなら、いささか飛躍⁽¹³²⁾というものであろうか。

ここで取り上げた庁宣を受けて出される留守所下文、藏人所別当宣を受けて出される藏人所下文、検非違使別当宣を受けて出される検非違使庁下文、上卿宣をうけて出される官宣旨（弁官下文）は、早川がいう奉書・御教書の機能を果たしているといつてよいのではある。しかし、上の引用文は、そのことよりも国符・藏人所牒・官符・官牒等の公文書が、宣旨と下文とに分化していくという、平安中期以降における特異な現象に注視する必要があることを説いたつもりであった。これは律令的官司における四等官の連坐制が解体して、官長の所務専裁化と任用の官人化とに相応する現象として捉えようとしたのである。

このような公文書の宣旨と下文との両極への分化を、後掲の「平安時代における宣旨の種類と体系」の図1「宣者から見た宣旨」および図2「奉者から見た宣旨と施行文書」に即してみても、図1で8上卿が宣するi上宣を受けて図2で11弁官12史が施行するC官宣旨（官符官牒の分化）、図1で3検非違使別当の宣するb別当宣を受けて図2で4検非違使尉志らが施行するA検非違使庁下文（検非違使庁牒の分化）、図1で5藏人所別当の宣するd藏人方宣旨を受けて図2で6藏人が施行するB藏人所下文（藏人所牒の分化）、図1で17太宰帥が宣するp大府宣を受けて図2で18大宰府在庁官人らが施行するE大宰府政所下文（大宰府符の分化）、図1で19諸国の受領が宣するq庁宣を受けて図2で20国衙在庁官人らが施行するH留守所下文（国符の分化）などを指摘することができる。また、もともと公式の文書がなかった院・院宮家・撰関家から発給される文書においても、図1で21院が宣するr院宣を受けて図2で22院別当・23判官代・主典代らが施行するI院庁下文、図1で26院宮の宣するt令旨を受けて図2で27別当28判官代・主典代らが施行するK院宮庁下文、図1で29撰関の宣するu教旨・令旨を受けて図2で30別当31知家事・案主らが施行するM撰関家政所下文、図1で32藤氏長者のv長者宣を受けて図2で33勸学院別当らは施行するO勸学院下文なども、院・家君・氏長者の宣旨と院庁・政所の下文との分離・分化として認められるところである。早川がこれらの施行文書に奉書・御教書の機能を見出し、その起源を8世紀に見出せると説くことは認めるにしても、これらの公文書における宣旨と下文とへの分化という現象は11世紀から顕著になるものであるから、やはりこの現象によって生じる宣旨と下文は、平安時代に開発される新たな公家様文書の1つとして捉えなければならないのである。早川のように、奉書・御教書の機能一般として説明してしまうと、この時代の文書の働きの変化を見逃す結果にならないかと、恐れるものである。

五味文彦は、「宣旨類」⁽¹³³⁾の結びにおいて、宣旨類の文書体系が整うのが撰関時代であるが、院政

期以後になるとそれ以前に宣旨類で出されていた事項が奉書形式の文書で出されるように代わっていくという見通しを述べている。早川にいわせれば、宣旨類は奉者の覚書であり施行文書ではなく、奉書は施行文書だから、両者は別物だと批判するであろう。しかし、五味はあくまでも宣旨類は便宜的に施行文書に転用されたものと捉えて論を進めているわけだから、五味の宣旨類から奉書へという見通しは強ち間違いとはいえない。実際に、院宣・綸旨・令旨・檢非違使別当宣・長者宣という名称の文書は、宣旨形式の文書も、書札形式の文書も存在するわけである。これらの宣旨形式の文書と書札形式の文書との間にはその関連性を認めないわけにはいかないから、五味の見通しはおおむね支持できる。ただ問題はいかなる関連であるかということである。

これら院宣・綸旨・令旨・檢非違使別当宣・長者宣等の文書の名称の由来は、「宣」「旨」の文字が示すように、口頭命令を受けて書かれ、発給されたことを示しているわけである。例えば、藤氏長者の口頭命令を受けて南曹弁が書き留めた覚書も藤氏長者宣であり、藤氏長者の口頭命令を受けて南曹弁が第三者に南曹弁の名前でもって発給した書札も藤氏長者宣である。そして前者の南曹弁が書き留めた覚書である藤氏長者宣も施行文書として転用されることもあるのである。しかし、考えてみると、もし藤氏長者の口頭命令を受けて勸学院下文が出されたとしたら、これも藤氏長者宣と称したとしても間違いではないはずである。そうすると院政期以降においては、藤氏長者の口頭命令を受けて発給される文書は、宣旨と書札と下文との3種があるということになる。宣旨は口頭命令の覚書であるが、相田二郎『日本の古文書』の分類によれば、書札は「書札様文書」、下文は「平安時代以来の公文書」である。⁽¹³⁴⁾これを一般化できるとしたら、院政期以降の長者宣の施行文書は、宣旨そのもの転用、書札、下文等の公文書の3種となるわけである。

筆者は「中世公家政治文書の再検討」等において、書札様文書は行書体・候文体（和風漢文）で書かれる和風化した文書であり、下文等の公文書は真書体・漢文体で書かれる漢風の文書であることを明らかにしてきた。⁽¹³⁵⁾その点からいうと宣旨は真書体・漢文体で書かれる漢風の文書に属するが、施行文言をもたない覚書であるという点で、両者と絶対的に区別される。そして「口宣・口宣案の成立と変遷」等において、中世の公家政治は、この書札様の文書を用いる非公式の政治（院政・親政）と下文等の公文書をもちいる公式の政治（天皇太政官政）とに峻別されて行われていることを論じたことがある。⁽¹³⁶⁾このように、院政期以降の公家政治において、宣旨を施行する文書として、宣旨そのものの転用の外、行書体・候文体（和風漢文）で書かれる書札と真書体・漢文体で書かれる下文が区別して用いられる意義は大きいのである。

早川は、従来の古文書学において、奉書・御教書を公家様文書として平安時代に成立したと述べていることについて批判を加えている。しかし、少なくとも相田二郎は公家様文書という分類はとらないし、平安時代末期以後によく使用されるようになる文書の大きな柱として書札様文書を挙げているのであって、奉書・御教書は書札様文書の重要部分だとしてもその一部に過ぎない。⁽¹³⁷⁾佐藤進一『古文書学入門』は確かに王朝政府が使用した文書として公家様文書という分類を採用して、その中に奉書・御教書を取り上げているのであるが、それは書札様文書としての奉書・御教書なのである。⁽¹³⁸⁾

また、林屋辰三郎「御教書の発生—日本の古文書と経済的基礎構造の関係—」も平安時代に多く用いられるようになった宣旨・官宣旨・下文・御教書と政治形態との関係を述べて、相田二郎『日

本の古文書』の形式分類中心の古文書体系論を批判したのであるが、そこで林屋が強調していることは、御教書が林屋のいう「私的な文書」（すなわち書札様文書）が公的文書に使用されるということである。もちろん、相田の古文書体系は形式分類を中心にしたものであるけれど、書札様文書を大きく採り上げているわけであるから、林屋の批判は行き過ぎの感もしないではない。相田にしる林屋にしる、平安時代の「公家様文書」として注目している文書は、書札様文書・「私的文書」であって、奉書的機能をもつ文書であるということではないのである。もちろん、その書札様文書の中で御教書・奉書⁽¹⁴⁰⁾の占める重要性は小さくはないのであるが、しかし、これらはまた書札礼の問題として別の中世的な意義をもつにすぎないのである。

早川が『宣旨試論』において取り上げているのは、奉書・御教書の機能を果たす文書であって、それは書札様文書か公文書かを問わないのである。従来の古文書学で、公家様文書として奉書・御教書を取り上げるのは、その奉書の機能を問題にするものではなく、書札様文書が政治的文書として用いられるようになるという点なのである。極論すれば、書札が奉書であろうが、直状であろうが、あまり関係がないということである。

むすびに

以上、早川庄八『宣旨試論』の概要を述べながら検討を加え、これに対していくつかの感想めいた批判をおこなってみた。行論を追い掛けるのが精いっぱい、十分な理解を得られたかどうか心許ない点もないではないが、以上が筆者の力量の現段階である。

早川の宣旨論は、9・10世紀における諸々の宣旨を掘り起こし、その全体を誰から誰に伝えられたかという機能に即して整理をおこない、その体系化を図ろうとしたものである。上宣については、「下外記宣旨」・「下弁官宣旨」・「下諸司宣旨」に及び、上宣でないものについては、「検非違使の奉ずる宣旨」、「一司内宣旨」、「蔵人方宣旨」まで視野に入れて、漏れなく説明し尽くしているようである。ここに漏れているとしたら、11世紀以降にあらわれる地方官司における国司庁宣や大府宣、官司以外の家組織ともいうべき機関における院宣・令旨・教旨・長者宣などであり、9・10世紀を準備範囲とする『宣旨試論』にこれらが欠ける非を咎めだてすることはできない。ただ、強いて早川の宣旨体系論の綻びの糸を探し出そうとするならば、唯一天皇の勅宣を職事が奉じて書く口宣と呼ばれる宣旨について論及していない点であろう。それほどに、早川の宣旨論は完璧に近いのである。

つぎに早川は、宣旨とその施行文書との関係を論じ、奈良時代に遡って宣旨を受けて奉宣・承宣する施行する文書に奉書・御教書の機能を発見する。そのうえで、従来の古文書学が、宣旨や奉書・御教書を公家様文書として平安時代に誕生したという点を厳しく批判するのである。たしかに、早川が説くように宣旨の起源も、奉書・御教書の機能をもつ文書の起源も、8世紀に遡るという指摘は傾聴に値するものである。しかし、宣旨を施行する公式様文書が全て奉書・御教書の機能をもつというのは疑問である。上宣を受けて出される官宣旨は奉書としての機能をもつとしても、上宣を受けて出される官符は差出所である太政官に上卿自身が含まれているわけであるから、奉書的な機能はないというべきである。また、従来の古文書学で奉書・御教書が平安時代に多くも用いられる意義を強調するのは、奉書的機能に関わって論じられているのではなく、奉書・御教書が書札様文

書・私文書であることに意義を見出して論じられているのである。したがって、早川の批判にも拘わらず、従来の古文書学における公家様文書という分類はなお有効性をもっているのである。もちろん、これによっても、早川の宣旨論は、その古代古文書学における重要性がいささかも色褪せるわけではないことを付け加えておかなければならない。

補論 近年の早川宣旨論批判

本論の原稿査読において、査読子から、早川の『宣旨試論』については、部分的にはあるが既に有力な批判があり、現時点でこれへの批判を行うには先行の批判を踏まえたものでなければ、研究史が更に混乱してしまうという、指摘を受けた。たしかに査読子の指摘にはもっともな部分もあると思われるので、指摘の諸論について、本論に関係する部分に限って、補論という形で論及しておきたい。

1 吉川真司「奈良時代の宣」と早川宣旨論

吉川真司「奈良時代の宣」⁽¹⁴¹⁾は、早川の『宣旨試論』に先行する宣旨論というべきものであり、土田直鎮「内侍宣について」⁽¹⁴²⁾等の諸論を踏まえ、正倉院文書を網羅的に検討し、宣の全体構造を明らかにしようとした意欲的な論考である。ここでは、次のようなことが明らかにされている。

正倉院文書にみえる宣は、a 写経を命ずる宣、b 経典の奉請を命ずる宣、c 物品の出納を命ずる宣、d その他に大別される。その他の宣には、石山寺造管にかかわる宣、官符・官牒に引用された宣、官司が出す宣等が含まれているとする。そして、これらの宣の実体としては、宣を伝える文書である場合と、造東大寺司官人の判である場合とがあることを指摘する。

つぎに、宣を伝える文書としては、個人の文書で伝えるものを「宣文」と定義し、これには牒型と状型（牒のような文書名を明記しない文書）の2種があるとする。そのうえで、状型宣文をもって平安時代の宣旨の起源であると主張する。また、「奉宣」「承宣」などの語に注意して宣の伝達経路を検討すると、正倉院文書にみえる宣は、内裏などの上部機関から造東大寺司＝写経所に伝えられる〈奏宣の宣〉、造東大寺司＝写経所内の文書行政に密着した官司内の宣〈判＝宣〉、権威や縁故によって造東大寺司＝写経所に伝えられる〈権威的な宣〉に分類できるというのである。

最後に、吉川は、官司内部の宣と事務決裁の関係について、唐と日本のそれを比較検討し、以下のように述べる。日本では、唐で行われた三判制は採用されず、事務決済における個々の官人の判断は記録に残らず、官司全体の最終的な意思決定に対する賛同のみが署名によって表される方式を採用した。公文書に四等官全員が署名した原因もここにあるという。日本の事務決済は、主典が公文を読み申し、判官以上の官がこれに対する決裁を口頭で指示したものが判であった。宣の実体が判である所以もここにあるというわけである。この読申→判の決裁方式は9世紀の太政官の「政」にも見出せ、また8世紀のまで遡ることが確認されるという。しかも、これは太政官に限らず、各官司に共通の決裁システムだったというのである。

早川の『宣旨試論』の第三章「宣」と「宣旨」第二節「正倉院文書の用例」は、宣を伝達する文書の形態分析やその伝達経路に関して言及するが、これらは以上の吉川論文に多くを負っている

のは明らかである。しかし、早川は、史料解釈や宣旨を捉える位相の相異から、第三章の〈付説〉「奉書の起源」において、吉川の論に正面から批判を加える。すなわち、吉川が平安時代の宣旨の源流と捉えた状型「宣文」の例として掲げた天平宝字4年2月10日付「坤宮大疏高丘比良麻呂宣文」は、宣旨ではなくて典型的な奉書である、と断じたのである。その「宣文」とは次のようなものである。

(端裏書)「送東寺安刀佐官所」

写一切経料紙墨筆及雑物、勘注申送、太師宣、

天平宝字四年二月十日

坤宮大疏高丘比良麻呂奉

これに対し、吉川は著書『律令官僚制の研究』⁽¹⁴³⁾の第二部第二章に上記論文を再掲し、その註46において早川の所論に対して次のような反論を行っている。

旧稿発表後、早川庄八『宣旨試論』は私の「宣文」の解釈を正面から批判し、「宣文」は宣旨ではなく奉書の起源だと論じた。奉書＝施行文書と、宣旨＝受命記録を分別する早川説には確かに納得できる点が多く、本稿の「宣文」理解はやや修正する必要が出てきた。しかし、①「施行文書」と「受命記録」を截然と区別しうるか(例えば史料⑦を早川は「典型的な奉書」とするが文面上は「受命記録」とも解し得る)、②区分できたとして前者のみを「宣旨」と呼ぶのが正しいか(例えば平安時代の「宣旨」には官宣旨のような施行文書が含まれる)、という基本的な部分での疑問がなお残る。私見によれば、「宣旨とは基本的に上級者の仰せ(宣)、あるいはそれを文字化したものであり、施行するものとしめないものを含む。ふつう宣旨と呼ばれる宣旨書は本来は後者であった」と見るのが穏当な理解ではないかと思われ、とすれば宣文がその起源であってもかまわないことになる。また、早川の太政官政務に関する理解にも問題が多く、これは太政官の関与する「宣旨」理解にも直結すると思われる。早川説の吟味は、個々の史料解釈から始めて詳細に行なう必要があるので、これを今後の重要な課題としておきたい。

吉川は、註46において、早川が宣旨を書き付けた文書を受命記録と施行文書とに分けて考えようとするには納得できるし、それによって自説の修正も必要となったとしている。しかし、どのように自説が修正されるべきかは述べられていない。私見では、史料上に現れる「宣旨」といわれるものは、早川も述べているように、まずa口頭命令である宣の内容、つまり宣の旨の意であり、次にb口頭命令を受けた奉者の覚書としての宣旨書であり(受命記録)、さらにcこの覚書を清書して宣の施行文書に転用したいわゆる宣旨形式の文書のことであり、最後にd宣を伝達する宣旨形式以外の施行文書のことである。これらの宣旨を議論する場合、どの位相で論ずるか明確にした上で行なう必要があるが、早川がabに軸足をかけて論述しているのに対して、吉川の場合は、吉川自ら「宣旨とは基本的に上級者の仰せ(宣)、あるいはそれを文字化したものであり、施行するものとしめないものを含む。」と述べているから考えると、どちらかというところcdに軸足を置いて議論しているものと思われる。

吉川は早川からの批判に対し、「①「施行文書」と「受命記録」を截然と区別しうるか、」と疑問を呈する。右に引用した天平宝字4年2月10日付坤宮官紙墨筆及雑物送文(「坤宮大疏高丘比良麻呂宣文」)は、吉川論文註46にいう史料⑦に当たる。その本文の「写一切経料紙墨筆及雑物、勘注申送、」という文言が太師の宣した内容であれば、これは吉川がいう「受命記録」になるから、早

川がというような奉書起源説は成り立たない。ただし、その場合は、この文書は宣旨（宣旨書を施行文書に転用したところのc宣旨）であり、個人の書状で太師宣を伝える文書（d）ではないから、吉川の定義する宣文ではないということになり、吉川が自己矛盾に陥る。これに対して、「勅注申送」が高丘比良麻呂の施行文言であるとすれば、この文書は吉川の定義する「宣を伝える宣文」であることにはなるが、それは取りも直さず施行文書ということになり、成り行きとして早川がいうように恵美押勝の宣を奉じた奉書ということになってしまう。筆者としては、この文書が平安時代の宣旨の起源であるとする吉川説に賛成である。それは、吉川が指摘するこの文書が、宣旨の施行文書ではなく、宣の覚書をそのまま施行文書に転用したものであり、のちの施行文書としての宣旨の一原初形態であると思われるからである。ここは、吉川はこの文書を「受命記録」として認定し、宣文（d）とは別の文書（c「受命記録」＝「宣の覚書」の転用されたもの）と定義した上で、その「受命記録」転用文書（c）が平安時代の宣旨の起源であると主張すれば、筋が通るように思われる。

この坤宮官紙墨筆及雑物送文が「受命記録」であるのに対して、天平勝宝元年11月3日付安宿宮請経文は、安宿宮の宣を鬼室虫麻呂が施行する文書であるから、これは吉川のいう宣文ということになる。早川がこの文書をもって明らかな奉書・御教書であるとしていることも、また納得できることである。したがって、早川の奉書起源論は吉川の宣文論に負っていることもまた明らかである。ただ、早川の『宣旨試論』第三章は8世紀の宣を検討するものであるから、いうならば宣旨の起源を尋ねてしかるべきなのに、早川はなぜか奉書の起源しか提示していないのである。第三章の結論は、宣旨の本来の語義は、宣の旨であるというものであった。また、奉書の起源という提案それ自体は重要な指摘ではあるが、いささか横道に逸れてしまった感もしないではない。

次に、吉川は「②区分できたとして前者のみを「宣旨」と呼ぶのが正しいか（例えば平安時代の「宣旨」には官宣旨のような施行文書が含まれる）」と反論する。これは「受命記録のみを「宣旨」と呼ぶのが正しいか」という意味であろうから、前者でなく後者というべきではないだろうか。吉川が官宣旨も宣旨であるといえ、早川にあっては官宣旨とは宣旨の施行文書であるから、官宣旨は宣旨ではないということになろう。吉川と早川とでは、宣旨を捉える位相が違っていているということになり、論は噛み合わないことになる。

官宣旨は、弁官から出される下文であり、a宣の旨でもb奉者の覚書でもなく、またc宣旨形式の施行文書ではなく、d宣旨形式以外の施行文書である。ここで、吉川が官宣旨を持ち出すのは、奇異な感じもしないではないが、官「宣旨」と呼ばれている限り、勅宣や上宣を伝えている文書と捉える吉川の軸足が言わしめているのであろう。上卿の宣旨を主題とする吉川真司「上宣制の成立⁽¹⁴⁴⁾」は、早川『宣旨試論』第四章「九・一〇世紀の宣旨の個別的検討」で吟味されている奉勅上宣や上宣と深く関わる議論であるので、節を改めて少しく検討しておきたい。

2 吉川真司「上宣制の成立」と早川宣旨論

吉川の上宣論は、土田直鎮の上宣制研究⁽¹⁴⁵⁾を土台に、早川庄八「上卿制の成立と議政官組織⁽¹⁴⁶⁾」等の諸論を踏まえて、まず第1に上宣がどのような太政官政務の場で下されたかを年代的に検討し上宣制の成立時期を明らかにし、第2に太政官奏の再編の様相を明らかにして上宣制の成立要因を考えるものであった。

10世紀の太政官政務と上宣の関係は、通常官奏を行なった上卿が勅宣を陣座で史に伝宣し、史が奏報として記録し、これを基に奉勅上宣の官符を作成した。また、非奉勅上宣の官符は、南所(陣)申文を聴いた上卿の決裁を史が南所(陣)申文目録として記録し、これを基に作成された。この官奏と南所(陣)申文はともに吉川のいう「申文刺文」形態の政務で10世紀中ごろまで日常的実質的な政務として機能していたという。

これに対し、より簡便な手続きによる上宣を発する手続きもあった。陣座の上卿の許に蔵人が勅宣を伝え、上卿が陣に弁を召してこれを宣下し、弁が敷政門外の床子座に史を召して宣旨を給い、史が宣旨書として上卿の名と仰せの内容を書き記し、これを基に奉勅上宣の官符・宣旨を作成するというものであった。上宣が外記に下す場合は陣座で行なわれ、非奉勅上宣の場合は、蔵人の宣旨の捧呈は当然ながら省かれる。この簡便な下宣旨もまた「申文刺文」形態の政務であったという。陣座や床子座の利用は10世紀から本格化するが、この簡便な宣下の方式は、それ以前でも官奏の場で天皇が雑宣旨を下したり、上卿が史や外記に宣下したり、結政の場で大弁が史に雑事を仰せたりしているので、これも10世紀以前に遡るものだという。やがて官奏・南所(陣)申文が衰退し、公卿別当制や行事所上卿制が発達すると、ほとんどの政務において上卿が奉勅や上宣を私第で行ない、消息をもって宣下をおこなう例が多くなり、中世へと受け継がれていくという。

これら政務において上卿となる公卿については、時代的変遷があり、承和3年4月までは、官奏・南所申文ともに原則的に筆頭公卿であったが、それ以降では、官奏が原則的に筆頭公卿、南所申文が日上制となり、寛平4年4月には、官奏・南所申文ともに日上制に変わり、寛平9年7月には、官奏が指名候侍制、南所申文は日上制と変遷するという。太政官符にみえる上宣の宣者は、これら筆頭公卿制・日上制等で定まった上卿がこれを勤めた。これらの上卿が官符の上宣の宣者となる上宣制は、称徳朝初年の実質的筆頭公卿である藤原永手において成立したのではないかと、吉川は推定する。

上宣制とは、官符や宣旨の文面上に上宣の宣者である上卿を明記する制度であるが、これはその宣下の責任を明示するためであるという。伝統的な「読申公文」形態の庁申文では、参会者が同等に案件内容を知りえ、旧来の太政官奏(読申公文形態)では公卿全員が署名を据え、公卿全員が共同責任を負うものであった。これに対し、「申文刺文」形態の南所(陣)申文では、主宰上卿だけが詳しい案件内容を把握し決裁し、官奏(申文刺文形態)で主宰上卿が単独で解文を覽じ奏し宣するので、誰が責任者であるのかが重要な意味をもった。その責任を明確にするために、決裁記録(申文目録・奏報)や施行文書(官符・宣旨)に上卿の名を明示したというのである。

つぎに、吉川は「公式令に定められた太政官奏」と「官奏」との関係を検討し、8世紀後半からさほど遡らない時期に、公式令太政官奏の衰退に伴って奉勅上宣官符が成立するのと一体のものとして、官奏は成立したと説く。これによって、官奏の上卿(このときは筆頭公卿制で大臣)が、公式令太政官奏の奏者である大納言の奏宣機能を吸収し、単独で議政官組織を代表し、日常的かつ頻繁に「奉勅」内容を宣下するようになったというのである。

このような官奏における大臣(上卿)の上奏行為によって、大臣は日常的に天皇と対面し、意思を疎通させるようになる。その場では天皇が雑宣旨を仰せる簡便な勅宣が下されることもあり、内侍・内記・受勅人を介することなく、奉勅ができるようになった。かくして、煩雑な作成・施行手

続きを必要とする詔書・勅旨は、もっとも重要な案件に限られ、儀礼的なものものとなる。そして、多くの勅宣は、簡便な奉勅上宣官符でもって施行されるようになる。8世紀に見られる勅符の系譜を引くと思われる上宣を持たない奉勅官符も、この奉勅上宣官符と上宣制とに吸収されてしまう。このようにして、吉川は「上宣制の成立から半世紀の間に、公式令の文書体系が総体として再編され、詔勅や太政官奏は儀礼化・固定化し、通常の行政命令は上宣をもつ太政官符に一元化された」と説くのである。

吉川は、最後にこの上宣制論の結論を繰り返して、次のように結んでいる。

上宣制は称徳朝初年に、申文刺文形態の政務と一体のものとして成立したと思われる。その背景としては、八世紀前半における文書行政の進展という状況があったが、称徳天皇の専制権力が新しい政務形態の導入をもたらしたと推測される。上宣制の成立によって、公式令文書体系は大きく再編され、前近代の太政官発給文書の基本形態が九世紀前期までに定まっていた。

以上の吉川真司「上宣制の成立」は、太政官上卿の宣である上宣の成立とその成立要因を探った論考であり、宣旨論としてみた場合には、上卿の宣旨に限定された論であり、早川が『宣旨試論』第四章で扱った「検非違使が奉ずる宣旨」「一司内宣旨」までは言及されていない。しかし、この論考は、上宣の成立・変遷について上宣が発せられる場にまで立ち入って具体的に考察したものであり、宣旨論に新局面をもたらした。すなわち、官奏や南所（陣）申文などの申文刺文形態の政務と、伝統的な公式令太政官奏や庁申文などの読申公文形態の政務とを比較検討し、具体的臨場的に上宣制の成立と変遷を論じたのであるが、これは、宣旨論へ空間的・変遷史的視角を導入したのものとして高く評価できる。

この4次元的な上宣制変遷論の登場によって、早川の宣旨論は、前述のように宣旨の起源論も充分なものではないばかりではなく、9・10世紀の宣旨については、原理論としては優れたものといえども、結局は分類整理論であることが明らかになった。このため、早川の宣旨論は現時点では平面的な古典的原理論となった感は否めない。その点でいえば、本論の早川宣旨論批判もまた平面的原理論の枠を出るものではないことになる。しかし、これによって、早川宣旨論の意味がなくなったわけではなく、その原理論・分類整理論を基礎として新たな研究が行なわれる段階に至ったというべきであろう。

吉川の上宣制研究のうちで、宣旨原理論として注目しなければならないのは、奉勅上宣のものとなる勅宣、すなわち天皇の宣（宣旨）とは何かということである。吉川によれば、公式令に定める正式の天皇の詔・勅は奏宣官である大納言・少納言が関わって出されるものであり、また天皇に近侍する内侍・内記・受勅人を介して大納言・少納言に伝えられる原則であった。これに対して、天皇の宣（宣旨）とは、太政官の代表者上卿が官奏において天皇に対峙して直接受ける勅宣であり、または南所（陣）申文の座において蔵人を介して受ける勅宣であった。吉川は、この詔・勅と宣（宣旨）との違いを原理的に明らかにしてしまったのである。もちろん、吉川の上宣論では、天皇の宣旨そのものを正面から取り上げているわけではないが、それを受けて下される奉勅上宣のあり方を叙述する過程において、結果として天皇の宣旨（職事蔵人奉の口宣等）にも言及している。この点、本論でも述べたように、天皇の宣旨（口宣等）を宣旨として対象化しなかった早川宣旨論は、原理論としてもその欠陥が小さなものではなかったのである。

この奉勅上宣を奉じて施行される文書としては、太政官符・太政官牒・官宣旨・宣旨（施行文書に転用された宣旨書）などがあり、これらは全て「宣旨」と呼ばれることがあった。また、実際に上宣を奉じたわけではないが、あたかも上宣を奉じたかのような形態をとる口宣案も、「宣旨」と呼ばれることが多い。筆者は、かつて宣旨や口宣案を含めて上卿に関わる文書であるから太政官文書に分類すべきであると論じたことがあった。その考えは今も変わらないけれども、これらの文書が史料上で「宣旨」と呼ばれているのは、どうやら上宣を施行したからという意だけではないように思われる。むしろ、吉川が明らかにしたような奉勅上宣、つまり詔・勅ではないところの「簡便な天皇の宣旨」を施行している文書であるということで、史料上では「宣旨」と呼ばれているものが多いようである。吉川が「奈良時代の宣」の註46において、「平安時代の「宣旨」には官宣旨のような施行文書が含まれる」と釈明したのは、このあたりの問題と関係するのかもしれない。

吉川の上宣論では、「上宣制の成立から半世紀の間に、公式令の文書体系が総体として再編され、詔勅や太政官奏は儀礼化・固定化し、通常の行政命令は上宣をもつ太政官符に一元化された」とも述べられ、宣旨論にとどまることなく古代古文書論としても重要な提言を行なっている。奈良時代の奉勅非上宣官符（勅符）が後の時代に奉勅上宣官符に吸収されること、太政官奏の裁可文言の変化、詔書・勅旨の儀礼化・固定化、唐公式令文書と日本公式令文書との比較検討など、これらへの言及は、公式様文書における公式令の適用・非適用とその時代的変遷を述べて、具体的である。吉川の古代古文書論は、太政官組織の歴史の変遷に即して公式文書との関わりでもって言及される。これは、早川の古代文書論が、宣旨、宣命、前白様式の上申文書、宣旨の施行文書、奉書・御教書の機能をもつ文書など、口頭伝達の場での文書を主体に構想するのは対照的である。

3 佐藤雄基「牒と御教書—平安期における古代文書から中世文書への転換—」と早川宣旨論

早川庄八『宣旨試論』の大きな主題のなかには、古代古文書論や奉書論があるが、これらに関係が深い近年の論文の1つに、佐藤雄基「牒と御教書—平安期における古代文書から中世文書への転換—」⁽¹⁴⁷⁾がある。佐藤は、この論考において、様式論よりも機能論・系譜論をより重視する視点から、まず「中世文書である御教書」と「古代文書の牒」とを比較してその機能が同じであることを確認し、つぎに牒の奉書機能について検討を加えて御教書の淵源を探り、もって古代文書から中世文書への転換がどのように行われたかを展望しようとした。そのなかで、佐藤は、早川の古代古文書論・奉書論に対しても鋭い批判を加えている。

佐藤は、寺院や権勢家等における「組織の長」個人が、①国衙などに対する組織間交渉で出す文書と、②太政官等から伝えられた文書を組織内に下達する文書について、それぞれ考察する。寺院や権勢家等から国衙に働きかける文書は、11世紀においては組織の長が出す御教書であったが、10世紀段階では組織が出す衙式牒が用いられていた。これは組織の長の御教書が、組織が出す衙式牒の機能を吸収したことを示す。また、11世紀の御教書が衙式牒の添状であることもあるが、9世紀の段階では同様に衙式牒の添状として「組織の長」個人が出す牒がみられる。①組織間交渉における「組織の長」個人の文書についてみれば、10世紀までの牒と11世紀の御教書とは同じ機能を有しているといえる。②組織の長が組織内に下達する文書においては、11世紀には御教書が用

いられるのに対し、8・9世紀の段階では個人の牒が使用されるが、これらも同じ機能をもつものである。但し、この場合の牒は、すべて直状形態の牒であり、奉書の機能をもつ牒はないという。

つぎに、佐藤は、個人の牒（状を含む）の奉書形態と直状形態との使い分けを検討し、奉書形態は①組織間通交に用いられ、直状形態は②組織内の下達に用いられたと説く。そして、個人の牒が公式令では本人自署が原則であるのに、何故に奉書形式の牒が生まれたかという点を検討する。それは、公式令の三位以上「去名」という日本独特の規定から、同姓同官職のものとの区別が付かないという不都合が生じた上流貴族の牒において、本人の牒に代わって家司の牒でもって出す例が開かれ、これが延暦23年の官符でもって公認された。こうして、奉書形態の牒が確立し、御教書の淵源になったというのである。

奈良時代には奉書形式の牒がみられ「教」「教命」と呼ばれた例があるが、御教書・教書という言葉がなく、この時代には御教書はまだ成立していなかった。御教書の語は必ずしも奉書形態や私文書の意味をもつものではなく、撰関期権門の家政機関が発給する非公式様の互通文書であったが、史料上に見える御教書の語としては、10世紀前半までしか遡らないという。御教書と同じ機能をもつ古代文書の牒の下限が9世紀後半であることを考えれば、牒と御教書の関係に限っては、9世紀後半に古代文書から中世文書への転換が始まったというのである。

9世紀以前の日常的・実務的な政務の場では、告・教・牒・啓・状といった唐制導入以前に導入された諸文書が、公式令制定以後も整理されずに使用され続け、公式様文書も十分に浸透することがなかった。したがって、従来の古文書学いうように、公式様・下文系文書と啓状・書札様文書という2大系譜が奈良期以来存在して中世にいたるというのではなく、奈良期ははまだ混沌とした未整理の状態にあったとする。そして、これらが漢文のリテラシーの成熟に伴い、徐々に整理されていくのが9世紀後半以降であるという。

8世紀後半以降には、院宮王臣家の発給文書が諸国に流通し、これをもって権利を主張する動向が在地社会に多く確認できるようになる。このような動向に対して、9世紀以降、王臣家と国衙の交渉の際の混乱を予防するために、家牒・家印の様式を定めるなどで恣意的な発給を規制する動きが始まる。9世紀末・10世紀初頭には郡司への「家符」の発給を禁止して、国司を介するように命じられ、以後は家符ではなく告書や帖が用いられるようになるという。このような文書をめぐる政治・社会動向が、文書の様式の整備という問題と深く関連しているのだというのである。

佐藤雄基の論の概要は以上のようなものであるが、その主題は古代文書が中世文書へいつどのように変遷するかという点にあり、本稿の課題とも重なってくる。そして、公式様・下文系文書と啓状・書札様文書という2大系譜が奈良期以来存在して中世にいたるという見通しをかつて論じたことのある筆者の⁽¹⁴⁸⁾見解にも、修正を迫る内容をもっているといえる。早川宣旨論との関係でいうと、古代古文書論もさることながら、奉書論についてはまともに関わりをもってくる。

佐藤は、この論の「はじめに」において、早川の奉書論について、「早川氏の「奉書様」の定義は、奉勅の太政官符などの公式様文書を含む包括的なものであったため、中世の古文書学における奉書概念との齟齬が大きく、両者のすり合わせ困難にってしまった」と述べている。確かに、早川がいう奉書の範疇はa中世古文書学で言う書札様文書における奉書だけでなく、b個人の牒や状で奉書の機能をもつ文書、更にはc宣旨を施行する組織のが出す文書までを含めた包括的なものであった。

佐藤は、b個人の牒や状で奉書の機能をもつ文書であると早川が認定している文書のうちには、奉書の機能とはいえないものが含まれていることを指摘する。それは天平宝字4年の安都雄足牒で八幡内侍の宣を施行した文書であるが、早川は、これを「因八幡内侍の宣を「奉宣」した造東大寺主典安都雄足が、その宣を写経所案主に下達するために作成した、施行文書・下達文書としての牒」と捉え、広い意味での奉書であるとした。これに対し、佐藤は、「この牒は、安都雄足が写経所別当として写経所案主に指示を与える文書である。」として、これを組織内における下達の直状と捉えたのである。中世文書における奉書の定義は、本人に代わって近臣が形式的な発給者となる文書であるが、造東大寺主典かつ写経所別当である安都雄足は、八幡内侍の近臣ではないから、奉書とはいわないというわけである（外部からの宣・文書の施行文書と捉える）。そればかりではなく、佐藤の確認した限りでは組織の長がその部内に指示をする牒・状は全て直状形式であり、この点からも写経所別当安都雄足が組織内に下達した直状と解するのが適当だといえるのである。明快な論理である。早川がb個人の牒や状で奉書の機能をもつと論じている文書の中には、前節でも見たように、受命記録＝宣旨書を施行文書に転用したものもあるから、早川のいう奉書形態の牒・状については、全面的な洗い直しが必要となったのではなからうか。

それでは太政官符などの公式様文書が奉書の機能をもつといえるのかどうかについては、佐藤のこの論においてはなにも言及してはいない。しかし、その行論から推断すれば、おそらく奉書概念に入れるべきでないという考えかと思われる。拙稿の本論では、一応早川の奉書論を尊重して、組織間通交の文書においても奉書の機能をもった文書があるかどうかということを検討してみた。その結果、太政官符・太政官牒は上卿も太政官組織の一員であるから、太政官符・太政官牒は上宣を受けて史が作成にあたるものの、上卿に代わって発給するのではなく、上卿もともに加わって発給しているものと解した。したがって、太政官符・太政官牒は、上宣の奉書の機能をもっていないのである。これに対し官宣旨は、上宣を奉じて弁官局が出す文書である（上卿は弁官局の一員ではない）から、奉書のような機能をもつとは言える。しかし、これは奉書としての機能に注目するよりも、もっと別の見方をする方が重要に思われる。

すなわち、それは、11世紀後半に進行するところの、組織間通交の旧来の文書がその組織の官長の宣（口頭命令）と在庁官人等の下文とに分化するという現象である。例えば太政官符・太政官牒の例でいえば、早くも9世紀に上宣と官宣旨に分化している。おくれて11世紀後半ごろから、検非違使庁牒が別当宣と検非違使庁下文に、蔵人所牒が別当宣と蔵人所下文に、大宰府符が帥の宣と大宰府政所下文に、国符が国司庁宣と留守所下文に分化を見るのである。この分化現象は、律令官庁組織における四等官の連帯責任制の顕れある連署が崩れ、官長の単独責任制となり、やがて官司請負制へと変化していく中で、発給文書の上に顕れた現象と捉える必要があるだろう。これは、吉川が説く上宣制（上卿の単独責任制）の成立と一脈通ずるものであろうかと思うが、筆者もかつて国司文書の変遷を考察する中でこれに論及したことがある⁽¹⁴⁹⁾。このように考えてくると、早川がc宣旨を施行する組織の文書について奉書機能を見出すことについては、あまり重要な意義を認めることができないうことになる。

ところが、佐藤雄基は、さらに厳しくb個人の牒や状（その機能を引き継ぐ御教書）で奉書の機能をもつ文書もさほど重要なものではないことを証明する。従来から、御教書の史料に顕れる語

の意味には、貴人の書状という意味があっても、必ずしも奉書という意味がないということがいわれていた。それを、佐藤は、川端新が告書・帖を家宅の下達文書と位置づけたのを踏まえて、御教書とは撰関期における権門の家政機関が発給する非公式様の互通文書（下達文書は告、のちには下文）であるという重要な位置づけを行なった。この御教書の位置づけからいえば、林屋辰三郎が撰関期における御教書の発生とみた現象は、林屋が主張したような「私文書の公文書化」でもなく、早川が批判するような「奉書の発生」でもないのである。それは、家政機関の互通文書の発生だったのである。その点でいえば、筆者がかつて行なった公家政治における書札様文書の公文書への使用という捉え方⁽¹⁵¹⁾についても、なお不十分な点があったことを確認しなければならない。

註

- (1)——早川庄八『宣旨試論』（岩波書店 1990）
 (2)——『木簡研究』7（1985）
 (3)——『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」（379 頁）
 (4)——前掲『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」（379-381 頁）
 (5)——前掲『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」（378-379 頁）
 (6)——前掲『宣旨試論』第三章（付説）「奉書の起源について」（139 頁）
 (7)——岩波講座『日本通史』23 別巻 1（岩波書店 1995）、のち拙稿『中世公家政治文書論』（吉川弘文館 2012）に第三部第一章「中世史料論試論」として再掲（298-334 頁）。
 (8)——加藤友康「平安時代の文書とその機能—生成・伝達・整理保管の過程を通して—」（『古代文書論』（276 頁）東京大学出版会 1999）
 (9)——前掲『宣旨試論』序章「古代古文書学と宣旨」（5 頁）
 (10)——前掲『宣旨試論』序章「古代古文書学と宣旨」（5-6 頁）
 (11)——明治三十六年東京帝国大学学位論文、のち黒板勝美『虚心文集』第六（吉川弘文館 1940）に収録。第二編六「公家様」イ「宣旨」
 (12)——相田二郎『日本の古文書』上（岩波書店 1949）中編第二部第一類第二種「宣旨」
 (13)——佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局 1971）第三章第二節一「宣旨」
 (14)——『日本学士院紀要』第十七卷第三号（1959）
 (15)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」（11-15 頁）
 (16)——坂本太郎博士古希記念会編『続日本古代史論集』（吉川弘文館 1972）所収
 (17)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」（15-23 頁）
 (18)——『日本古文書学講座』3 古代編 II（雄山閣 1979）所収
 (19)——皇學館大學史料編纂所報『史料』第 41 号（1981）所収
 (20)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」（24-29 頁）
 (21)——『日本歴史』417 号（1983）所収
 (22)——『概説古文書学』古代中世編（1983）所収
 (23)——『史林』71-4（1988）所収
 (24)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」（31-35 頁）
 (25)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」（35-40 頁）
 (26)——『古文書研究』14・15 号（1979・80）所収
 (27)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」（40-44 頁）
 (28)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」（45 頁）
 (29)——前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」（55-56 頁）
 (30)——前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」（56-62 頁）
 (31)——前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」（62-67 頁）、なお、「清水潔が奉勅宣でも上宣でもないものと指摘した」論文とは、前掲註 19「奉勅宣・上宣に非ざる宣旨」のことである。
 (32)——前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」（67 頁）
 (33)——前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」（67 頁）

- 旨」(68-71頁)
- (34)——前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」(71-78頁)
- (35)——前掲『宣旨試論』第三章「「宣」と「宣旨」」第一節「令条にみられる用例」(81-84頁)
- (36)——土田直鎮「内侍宣について」『日本学士院紀要』第十七卷第三号(1959)
- (37)——前掲『宣旨試論』第三章「「宣」と「宣旨」」第二節「正倉院文書の用例」(86-98頁)
- (38)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」(89頁)
- (39)——前掲『宣旨試論』第三章「第二節「正倉院文書の用例」(89-90頁)
- (40)——前掲『史林』71-4(1988)所収
- (41)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」二「宣と口頭伝達と文書」(98-106頁)
- (42)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」三「外部からの宣の伝達」(106-113頁)
- (43)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」三「外部からの宣の伝達」(113-118頁)
- (44)——前掲「奈良時代の宣」『史林』71-4(1988)所収
- (45)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」三「外部からの宣の伝達」(118頁)
- (46)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」三「外部からの宣の伝達」(118-124頁)
- (47)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」三「外部からの宣の伝達」(124-125頁)
- (48)——前掲『宣旨試論』第三章第二節「正倉院文書の用例」四「宣旨の語義」(125-127頁)
- (49)——前掲『宣旨試論』第三章〈付説〉「奉書の起源について」(129-139頁)
- (50)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第一節「上宣の伝達」(146-147頁)
- (51)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」(147-191頁)
- (52)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」(192-201頁)
- (53)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」(201-210頁)
- (54)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」(210-226頁)
- (55)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」(226-231頁)
- (56)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」(231-242頁)
- (57)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」(246-282頁)
- (58)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第二節「検非違使が奉ずる宣旨」(283-284頁)
- (59)——前掲『宣旨試論』第四章第二節「検非違使が奉ずる宣旨」(284-293頁)
- (60)——『日本学士院紀要』第十七卷第三号(1959)
- (61)——前掲『宣旨試論』第四章第二節「検非違使が奉ずる宣旨」(293-301頁)
- (62)——皇學館大學史料編纂所報『史料』第41号(1981)所収
- (63)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第三節「一司内宣旨」(301-325頁)
- (64)——前掲『宣旨試論』第四章第三節「一司内宣旨」(327頁)
- (65)——前掲『宣旨試論』第四章第三節「一司内宣旨」(329-330頁)
- (66)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第四節「一司内宣旨」(330-338頁)
- (67)——前掲『宣旨試論』第五章「宣旨試論」第一節「八世紀末・九世紀初の異型宣旨」(342-361頁)
- (68)——前掲『宣旨試論』第五章「宣旨試論」第二節「正倉院文書にみられる宣旨」(362-366頁)
- (69)——前掲『宣旨試論』第五章第二節「正倉院文書にみられる宣旨」(374頁)
- (70)——前掲『宣旨試論』第五章「宣旨試論」第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」(375-378頁)
- (71)——前掲『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」(378-379頁)
- (72)——前掲『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」(379-381頁)
- (73)——前掲『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」(381-382頁)
- (74)——前掲『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」(383-385頁)
- (75)——前掲『宣旨試論』第五章第三節「公的文書発生の契機—古代古文書学への展望—」(385-388頁)
- (76)——筆者は、宣旨について、土田直鎮「内侍宣について」(註60)に触発されて、宣旨を次のように定義したことがある。

- 「宣旨」は、上司の命を受けた配下がこれを奉って、その命令の要旨を書き留めたものである。つまり、差出人は口頭で述べ、受取人がこれを書くのである。」(拙稿「口宣・口宣案の成立と変遷—院政＝親政と天皇＝太政官政との接点—(上)」(『古文書研究』14号1979))
- (77)——早川庄八の『宣旨試論』では10世紀までの宣旨に限定して論じているが、五味文彦「宣旨類」(『日本歴史』417号(1983)所収)には、摂関宣や院宣等の院宮王臣家の宣旨までを扱っている。註76の拙稿においては、職事の奉ずる口宣も宣旨として論じ、拙稿「平安時代における国司文書について—その位置形態と国司序宣の成立—」(『京都府立総合資料館紀要』第4号1975)、拙稿「国務文書 付大宰府文書」(『日本古文書学講座』3古代編Ⅱ1979)においては、受領の口頭命令である国司序宣や知行国司の口頭命令である国宣についても述べている。
- (78)——早川庄八『宣旨試論』による批判にもかかわらず、「公家様文書」という文書分類の名称は有効であると考えるので、ここではこの名称を用いる。
- (79)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第二節「検非違使が奉ずる宣旨」—「検非違使が内侍宣を奉ずる宣旨」(293-300頁)
- (80)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第三節「一司内宣旨」三「別当宣」(310-325頁)
- (81)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第四節「藏人方宣旨」(330-338頁)
- (82)——この「勅宣」＝「口宣」については、拙稿「口宣・口宣案の成立と変遷—院政＝親政と天皇＝太政官政との接点—(上)」(『古文書研究』14号1979)を参照。
- (83)——この「口宣」については、前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第一節「上宣の伝達」(146-282頁)、大弁宣については、第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第三節「一司内宣旨」二「大弁宣」(305-310頁)を参照。
- (84)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第三節「一司内宣旨」(302-304頁)
- (85)——註77拙稿「国務文書 付大宰府文書」および「平安時代における国司文書について—その位置形態と国司序宣の成立—」を参照。
- (86)——註77五味文彦「宣旨類」参照。
- (87)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第一節「上宣の伝達」—「下外記宣旨の内容とその「施行」—上宣の伝達(一)—」(146頁以下)
- (88)——前掲『宣旨試論』第四章第一節—「下外記宣旨の内容とその「施行」—上宣の伝達(一)—」(2)「B類下外記宣旨」(ハ)「外記の「仰」を受けた諸司の記す宣旨」(183頁以下)
- (89)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」二「下弁官宣旨の内容とその「施行」—上宣の伝達(二)—」(192頁以下)
- (90)——前掲『宣旨試論』第四章第一節二「下弁官宣旨の内容とその「施行」—上宣の伝達(二)—」(220頁以下)
- (91)——前掲『宣旨試論』第四章第一節二「下弁官宣旨の内容とその「施行」—上宣の伝達(二)—」(ハ)「史の「仰」による伝達」(226頁以下)
- (92)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」三「下諸司宣旨の内容とその「施行」—上宣の伝達(三)—」(246頁以下)
- (93)——前掲『宣旨試論』第四章第一節「上宣の伝達」三「下諸司宣旨の内容とその「施行」—上宣の伝達(三)—」(247-281頁)
- (94)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第二節「検非違使が奉ずる宣旨」(283-301頁)
- (95)——前掲『宣旨試論』第四章第二節「検非違使が奉ずる宣旨」二「検非違使が内侍宣を奉ずる宣旨」(293頁以下)
- (96)——前掲『宣旨試論』第四章第二節「検非違使が奉ずる宣旨」二「検非違使が別当宣を奉ずる宣旨＝別当宣」(300-301頁)
- (97)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第三節「一司宣旨」(301頁以下)
- (98)——前掲『宣旨試論』第四章第三節「一司宣旨」—「卿宣」(302頁以下)
- (99)——前掲『宣旨試論』第四章第三節「一司宣旨」二「大弁宣」(305頁以下)
- (100)——前掲『宣旨試論』第四章第三節「一司宣旨」三「別当宣」(310頁以下)
- (101)——前掲『宣旨試論』第四章第四節「藏人方宣旨」(330頁以下)
- (102)——前掲『宣旨試論』第四章第四節「藏人方宣旨」(332頁以下)
- (103)——『日本歴史』417号(1984)
- (104)——前掲『宣旨試論』第五章「宣旨試論」(387-388頁)

- (105)——『日本古文学講座』3古代編Ⅱ(1979)
- (106)——石井進『日本中世国家史の研究』(岩波書店1970)第一章
- (107)——『京都府立総合資料館紀要』4号(1975)
- (108)——「国務文書 付大宰府文書」(『日本古文学講座』3古代編Ⅱ1979)三「国司庁宣の成立」。なお、この論文では、受領の宣を奉ずるものを国司庁が在国の場合は在庁官人が奉じ、在京の場合は受領自身としたが、後者の場合は受領の側近とすべきであったと考える。
- (109)——前掲「国務文書 付大宰府文書」七「国宣の成立」
- (110)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」第二節「検非違使が奉ずる宣旨」(330頁)
- (111)——例えば、前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」(57頁)
- (112)——『古文書研究』14・15号(1979・80)
- (113)——吉川弘文館 1983
- (114)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」(35-40頁)
- (115)——前掲『宣旨試論』第一章「学説の整理と問題点」(40頁)
- (116)——拙稿「口宣・口宣案の成立と変遷—院政=親政と天皇=太政官政との接点—(上)」(『古文書研究』14号 1979)第二節「口宣と天皇=太政官文書」二「口宣と「宣旨」」
- (117)——「国務文書 付大宰府文書」(『日本古文学講座』3古代編Ⅱ1979)
- (118)——『小右記』長保元年10月22日条
- (119)——相田二郎『日本の古文書』(岩波書店 1949)第二部「平安時代以来の公文書」第一類「宣 宣旨」第三種「口宣案」
- (120)——『古文書学入門』(法政大学出版局 1971)第三章「古文書の様式」第二節「公家様文書」
- (121)——坂本太郎博士古希記念会編『続日本古代史論集』(1972)
- (122)——中村直勝『日本古文学』上(角川書店1971)第四章「古文書の分類」第一類「公文書」第七類「口宣案」
- (123)——前掲『宣旨試論』第四章「九世紀・一〇世紀の宣旨の個別的検討」(145頁)
- (124)——前掲『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」第二節「新任弁官抄にみられる宣旨 付西宮記・九条年中行事」(72-78頁)
- (125)——前掲『宣旨試論』第四章第三節「一司宣旨」二「大弁宣」(305-310頁)
- (126)——前掲『宣旨試論』第三章「「宣」と「宣旨」」第二節「正倉院文書の用例」三「外部からの宣の伝達」(3)「「奉宣」と「承宣」」(118-125頁)
- (127)——前掲『宣旨試論』第三章「「宣」と「宣旨」」(付説)「奉書の起源について」(129-139頁)
- (128)——拙稿「公家様文書」(『概説古文書学』古代中世編 1983), 同「口宣・口宣案の成立と変遷—院政=親政と天皇=太政官政との接点—上」(『古文書研究』14号 1979)等
- (129)——官符・官牒においては、差出所が「太政官」であり、太政官という組織から出された文書である。位署はこの文書の作成責任者に過ぎないのであって、位署を加えたものの名前でも出される奉書・御教書とは異なるといわなければならない。
- (130)——前掲『宣旨試論』第五章「宣旨試論」第三節「公的公文書発生の契機—古代古文書学への展望—」(388頁)
- (131)——拙稿「国務文書 付大宰府文書」(『日本古文学講座』3古代編Ⅱ1979)参照
- (132)——拙稿「中世公家政治文書の再検討①「官符」」(『歴史公論』第四巻10号 雄山閣 1978)
- (133)——『日本歴史』417号(1983)
- (134)——相田二郎『日本の古文書』上(岩波書店1949)中編第二部「平安時代以来の公文書」および第三部「書札様文書」
- (135)——拙稿「中世公家政治文書の再検討①「官符」」(『歴史公論』第四巻10号 雄山閣 1978), 拙稿「公家様文書」(『概説古文書学』古代中世編 吉川弘文館1983), のち拙著『中世公家政治文書論』(吉川弘文館2012)に収録。
- (136)——拙稿「口宣・口宣案の成立と変遷—院政=親政と天皇=太政官政との接点—(上)」(『古文書研究』14号 1979), 拙稿「室町殿と天皇」(『日本史研究』319号 1989)。
- (137)——相田二郎『日本の古文書』上(岩波書店1949)中編においては、第二部「平安時代以来の公文書」と第三部「書札様文書」第二「書札様文書(平安時代末期以後)」という文書分類があり、平安時代末期以後の書札様文書についても、第一類「宸筆御消息・御書 御筆御消息・御書」、第二類「奉書」、第三類「直状」と分類されている。つまり、奉書・御教書は、平安時代以後の中世的な文書形式の登場の1つとして説明されているのである。
- (138)——佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局

1971) においては、中世政治文書を公家様文書と武家様文書に大きく分け、前者を宣旨、官宣旨、庁宣・大府宣、綸旨・御教書に分けて説明している。官宣旨の項では下文全般、綸旨・御教書の項では書札様文書を扱っているから、中世的公家様文書を宣旨形式・下文形式・書札形式の文書の体系と説明しているのである。

- (139)——『古代国家の解体』(東京大学出版会 1955)
- (140)——御教書は貴人の教旨を伝える文書であって、その語の意味としては奉書という意味は含まれてはいない。つまり、御教書の発生は、奉書の発生という意味ではなく、書札の発生という意味が強いのである。
- (141)——「奈良時代の宣」(『史林』71-4 1988)
- (142)——『日本学士院紀要』第十七卷第三号(1959)
- (143)——塙書房 1998
- (144)——吉川真司『律令官僚制の研究』(塙書房 1998)
- (145)——土田直鎮「上卿について」(『日本古代史論集』下 吉川弘文館 1962)

- (146)——早川庄八『日本古代官僚制の研究』(岩波書店 1986)
- (147)——『史学雑誌』第117編第9号 2008
- (148)——「中世史料論」(岩波講座『日本通史』別巻3 1995)
- (149)——「国務文書 付大宰府文書」(『日本古文書学講座』3 古代編II 1975)
- (150)——「牒・告書・下文—荘園制的文書体系の成立まで—」(『史林』81編3号 1998)
- (151)——「中世公家政治文書の再検討」(『歴史公論』第4巻10-12号 1978)等。御教書は、佐藤雄基のいうように官司や家の機関の長が出す文書として、10世紀ごろに日本の書札として完成され、使い始められた。林屋辰三郎がいう御教書の発生の意義は、この書札の政治的な使用が始まり、やがて政治文書の主流になっていく端緒を開いたということであろう。

平安時代における宣旨の種類と体系
図1 宣者からみた宣旨

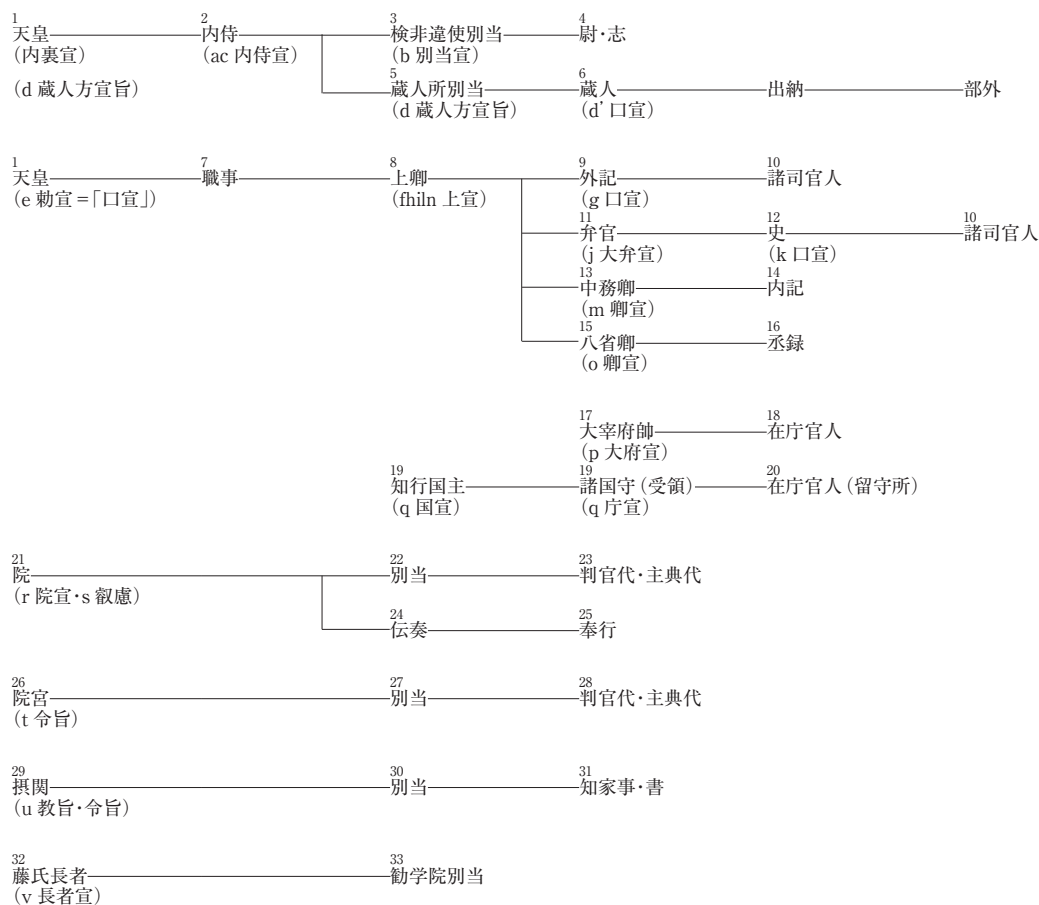
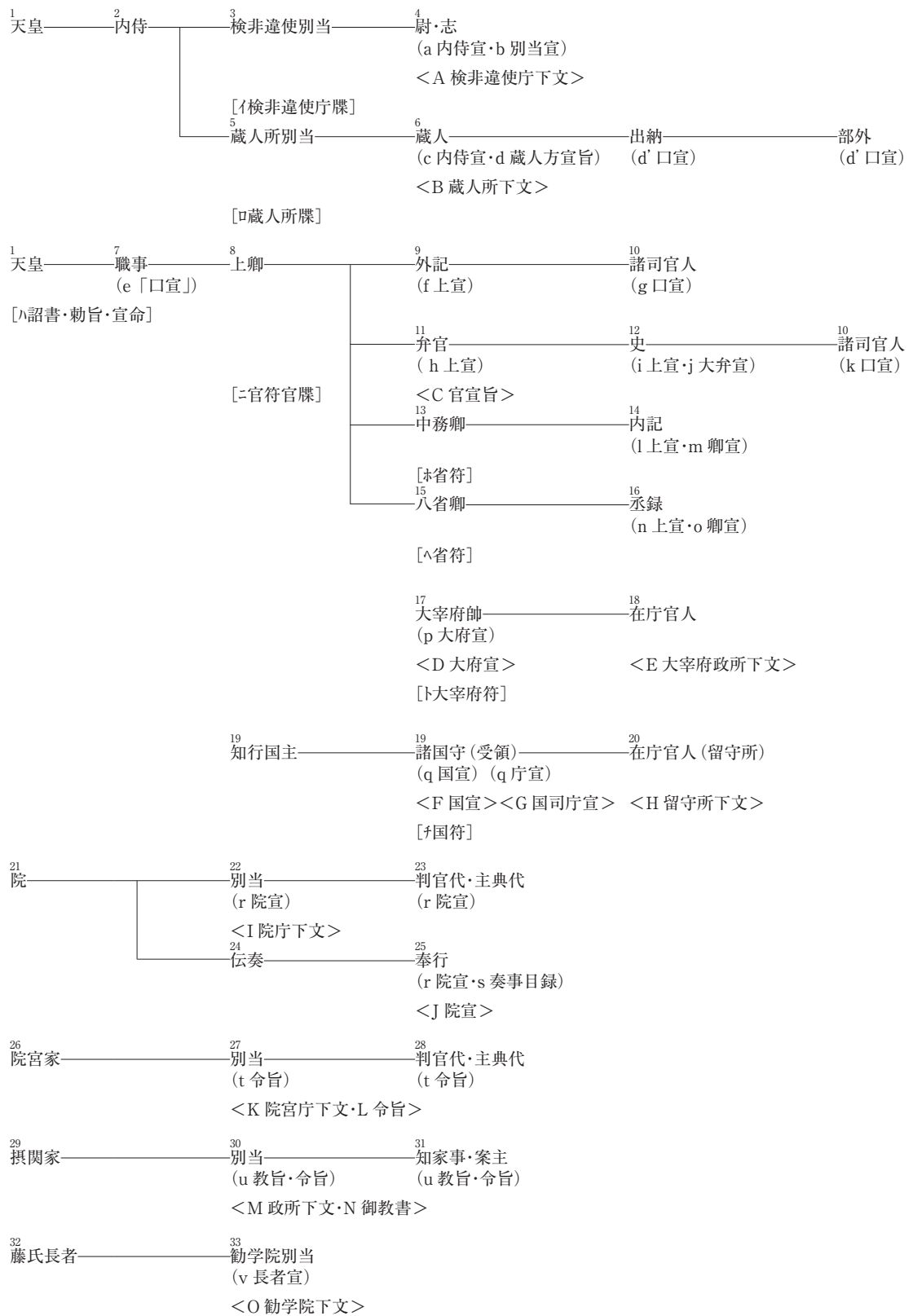


図2 奉者からみた宣旨と施行文書



(富山大学名誉教授, 人間文化研究機構連携研究員)

(2014年1月7日受付, 2014年5月26日審査終了)

The Development of Document Style from Ancient Ages into Medieval ① : Examination of Preliminary Essays on “*Senji*” by Hayakawa Syohachi

TOMITA Masahiro

This article introduces the outline of *Preliminary Essays on Senji* by Hayakawa Syohachi while examining each chapter of the book. Based on the results of the examination, some comments and criticisms are made mainly about his theory on the systematization of *Senji* and on Hoshō.

The *Senji* essays by Hayakawa are aimed to systematize *Senji* (a letter to inform low-rank officers of decisions made by high-rank officers) by uncovering such documents from the ninth to tenth century and organizing all of them according to their functions from the perspective of who informs whom. His essays are comprehensive as they cover not only *Josen*, including *Senji* sent to Geki, Benkan, and Shoshi, but also other types of *Senji*, such as *Senji* from Kebiishi, *Senji* within one Shi, and *Senji* of Kuroudo. What he missed in his essays is *Senji* written by local governmental officers, such as Kokushi Chosen and Daifusen, and *Senji* within organizations, or family systems, outside of official departments, such as Inzen, Ryoji, Kyoji, and Chojasen. Since they all appeared after the 11th century, however, it is only natural that *Preliminary Essays on Senji* which focuses on *Senji* in the ninth to tenth century, does not cover them. If any criticism has to be made against his theory on the systematization of *Senji*, it is that he failed to refer to Kuzen, a type of *Senji* written by Shikiji to convey imperial decisions. Thus, his systematization of *Senji* is almost perfect.

Hayakawa's study also argues the relationship between *Senji* and letters of implementation, and discovers that the functions of Hoshō and Migyoshō originated back in the Nara period from letters of implementation sent and received based on *Senji*. Moreover, his essays sharply criticize the conventional study of paleography for their insistence that *Senji*, Hoshō, and Migyoshō appeared as Kugeyo-monjo in the Heian period. Though it is worth paying attention to Hayakawa's theory that *Senji* as well as documents with the functions of Hoshō and Migyoshō originated back in the eighth century, it is also doubtful that all of Kushikiyo-monjo, letters to put *Senji* into implementation, had the functions of Hoshō or Migyoshō. Kansenji, which were issued based on *Josen*, surely had the function of Hoshō, but Kampu did not as they were issued based on *Josen* (letters from Shokei) and sent from Dajokan, some of whom held the rank of Shokei. Moreover, the conventional study of paleography emphasizes the importance that Hoshō and Migyoshō were often used in the Heian period, not because of their function as Hoshō, but because of their function as Shosatsuyo-monjo

and private documents. Therefore, despite the criticism from Hayakawa, the conventional study of paleography is still useful in the point that it has established a category of Kugeyo-monjo. However, even though he cannot fully discredit the conventional theory, it is not that Hayakawa's *Senji* essays as a whole have lost luster. His theory on Hoshō and Migyoshō has made a significant contribution to the study of ancient paleography.

Key words: *Senji*, Hoshō, Memorandum, Letter of implementation, Shosatsuyo-monjo